

令和6年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日(6月17日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第22号 与論町税条例の一部を改正する条例	6
議案第23号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	7
議案第24号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第25号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	12
議案第26号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	13
議案第27号 令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)	15
議案第28号 令和6年度与論町一般会計補正予算(第2号)	17
議案第29号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について	25
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度与論町一般会計補正予算(第12号))	26
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度与論町一般会計補正予算(第1号))	27
選挙管理委員及び同補充員の選挙	28
一般質問	29
南 有隆君	29
喜山康三君	45
林 敏治君	59
吉田 剛君	69
林 隆壽君	74
大田英勝君	80
福地元一郎君	85
散 会	90

第2日（6月21日）

議案第30号	令和6年度与論町一般会計補正予算（第3号）	95
陳情第4号	義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）	98
発議第2号	義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書（林隆壽議員ほか2人提出）	99
所管事務調査報告	（総務厚生文教常任委員長報告）	100
閉会中の継続審査・調査について		104
閉会		105

令和6年第2回(6月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
6月17日	月	議会運営委員会 全員協議会 本会議(開会、議案審議、一般質問) 常任委員会
6月18日	火	
6月19日	水	
6月20日	木	予備日(議事整理日)
6月21日	金	議会運営委員会 本会議(閉会) 全員協議会

令和6年第2回与論町議会定例会

第 1 日

令和6年6月17日

町長	田畑克夫君	副町長	山下哲博君
教育長	中山義和君	総務企画課長	龍野勝志君
会計管理者兼会計課長	柳田庫呂君	税務課長	坂元守君
町民生活課長	山下高明君	健康長寿課長	山下真紀君
産業課長	堀田哲也君	耕地課長	喜村一隆君
商工観光課長	麓 誘市郎君	建設課長	裾分望嗣君
水道課長	富永 淳君	環境課長	大馬福德君
教育委員会事務局長兼学務課長	竹村栄作君	生涯学習課長	松村誠司君
与論こども園長	吉田朋子君	茶花こども園長	川北英代君
児童発達支援センター所長	阿野 斉君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	林 健太郎君	書記	谷山智美君
------	--------	----	-------

開会 午前8時58分

-----○-----

- 議長（沖野一雄君） ただいまから令和6年第2回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（沖野一雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番吉田剛君、5番喜山康三君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（沖野一雄君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの5日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月21日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

- 議長（沖野一雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。
事務局長。

- 議会事務局長（林 健太郎君） おはようございます。諸般の報告をいたします。
町長から令和5年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和5年度与論町水道事業会計予算繰越計算書、与論辺地総合整備計画の変更に係る専決処分についての報告があり、また、町監査委員から令和6年4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりですので御一読ください。

また、議会だよりについては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議

会だより第151号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第22号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第4、議案第22号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 皆さん、おはようございます。

議案第22号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第137号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第138号）並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）は、令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行することになりました。

これに伴い、所要の改正、規定の整備等を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第23号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第5、議案第23号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第23号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行に伴い、与論町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、国民健康保険税後期高齢者支援金賦課限度額の引き上げ及び国民健康保険税の軽減措置について5割・2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直し並びに国民健康保険税課税額について、県から示される標準保険料率に沿った見直し等による税率の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 概略の説明をお願いします。これでどういう負担が増えるとかいろいろあると思いますので、概略の説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 坂元税務課長。

○税務課長（坂元 守君） おはようございます。今、議員から質問がありましたことについてお答えいたします。

今、町長の提案理由の方からもございましたように、今回の改正は後期高齢者支

援金の限度額の引き上げを行ったものです。これは国の法令に則るもので、限度額を22万円から24万円に改めています。後期高齢者支援金の所得割を3.9%から3.5%で、医療分の所得割の方を4.85%から5.38%に改めたものですが、本人の負担額としては変化がないものというふうに考えて、今回の改正を行っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。
お諮りします。議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。
これから、議案第23号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第24号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第6、議案第24号「与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第24号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、生産組織代表の定数増等運営委員会委員の定数の変更及び堆肥回収使用料の減免規定を加えるため改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 同じように概略の説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） 御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、改正事項が2つありまして、運営委員会の増員と減免規定の追加です。運営委員会の追加につきましては、先ほど提案理由で申し上げましたように、生産組織代表が現在3人となっているところですが、そこが現在の委員としては和牛改良組合長、野菜振興会長、花卉振興会長の3人でなっています。この中で今回堆肥センターの運営等々、また堆肥の回収について話し合いを進めていく中で、非常にその堆肥の利用率が高いさとうきび会の会長がいないこと、また果樹振興会の会長もいないということで、もう少し生産者の皆様の声を拾い上げることがいいのではないかとということで、生産者代表を2人追加する規定としています。あわせて、識見者としましてJAの畜産課長と営農販売課長が入っているのですが、今般その果樹振興会等々も入れることとなりますので、JAの方の営農販売課長も参加していただくということで、識見者1人、生産者代表2人の追加の形となっています。

減免規定の追加につきましては、令和4年からトン当たり500円ということで有料化をして、生産者の皆様に負担をしていただいて堆肥を回収しておりました。ただ、おりしもその頃から物価高騰と景気の低迷で、非常に子牛の価格が下がってきておりまして、令和3年から5年間の2年間で、年間約2億5000万円ほどの減収になっています。その中で非常に堆肥の回収だけでも、少しでも負担軽減できないかという声もありましたので、そちらも何か対応できないかということで減免規定を入れたことと、あわせて有料化したことで堆肥の回収量の方も非常に減ってきておりまして、こちらの方で一般で使う分には何とか供給できているのですが、さとうきびの生産振興に当たる事業であったりとか、そういったときに使う堆肥が現在不足しそうな形になっておりまして、このままいくと一般の供給にも影響を与えるのではないかとということで、生産者の負担を下げるといふ意味と堆肥の回収率を上げて、より土づくりを推進していこうということの2本で今回減免規定を入れ

て、何とか運用してみようという形で改正をお願いしているものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 牛の価格がすごく下がって、畜産農家がちょっと大変になっているというお話を伺っているのですが、この堆肥の買取価格については、堆肥センターの運営とのことも兼ね合いがあつてこういう有料制になったわけですが、この価格について運営委員会とか規約みたいな形で、弾力的に運用できる形にされたらどうですか。特別にこの条例をつくって減免するとか、何するとかいうのではなくて、そういう方策で運用されてもいいのではないかと思います、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

今般、減免規定を入れたのが、堆肥センターの運営条例上、堆肥については1トン500円で回収するという規定のみがありまして、この条例を運用していく上では、堆肥センターでは常に500円の回収というのはもう条例上決まっていることですので、その中で、今喜山議員がおっしゃるように、では何か運営でしていく分には減免規定を設けないと、その堆肥センターの回収を例えば減額しようとか、免除ということができなかつたので、今般の条例改正で減免規定を入れることで今後状況を見ながら500円で回収するのか、それとも減免するのかという形ができればと思つて、今回の改正に至っています。よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） この件は、事前に産業課長から我々環境経済建設委員会の方に説明に來られて、非常に委員のメンバーはすばらしいことだ、ありがたいことだということで納得して、その説明を理解して帰ってもらつたのです。これが1つ。それから我々が議会報告会ということで、福祉センターあたりで毎年やっているので、その福祉センターの中で町民の方から、この堆肥センターの搬送料は高いのではないかと、何とかしてもらえないだろうかという要望がありまして、それも議会満場一致で、執行部の方にそういう意見がありましたということで報告してあるのです。だから、私はこの件に関しては非常に産業課長、町長以下、よく頑張つたと思つています。そこで、1点だけこの間も申し上げたのですが、敷材がもう御存じのようにネムノキ、非常に与論島はネムノキが大きくシェアを占めているのです。だからこれを何とか敷材に持つていけないかということで、以前議会からもありましたので、同時にその委員会の中で検討してみたいかと思つているのですが、町長はいかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、野口議員のおっしゃったネムノキを敷材に充てる。そういう可能であれば、はい、もう全然。

○8番（野口靖夫君） だから、今すぐやれということではなくて。検討の俎上に載せてくださいということです。

○町長（田畑克夫君） はい、わかりました。産業課とまた検討して進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） 減免をするというのは、非常に農家にとっては大変すばらしいことだと思っています。それにあわせて、最近使用料を取るようになって野積みがかなり増えていると、堆肥の野積み。そのおかげでこの梅雨時期というのは大変な悪臭で困っています。私も家のすぐ隣に山ほど野積みになっています。毎日その悪臭に困っているわけです。そういうことで、減免をするということですので、是非その現在野積みになされている堆肥も、できるだけ農家の方と話し合いをしながら回収をしていただきたい。もう本当に皆さんもお気づきでしょうが、牛を飼っていない方には大変苦痛な今時期なのです。環境面においても絶対に良くない。今、し尿も道路に流れたりとか、かなりそういう部分が見受けられます。そういうことで、是非その減免をするに当たり、農家さんと話を進めながら堆肥ももう不足と、材料も不足しているわけですので、供給ができないという状況ですので、是非いい機会だと思っています。この野積みの対策、野積みというのは産廃にも違反するわけですよ。本当は野積みをしてはいけないというふうになっています。でも、こういう島の人のしがらみだとか、そういうことがあって、町当局、県の方もなかなか強く言えないということはよくわかっています。でも、この機会に是非そういう人員も増やすということですので、農協さんともよく話をさせていただいて、解決の方向にできるだけもって行ってほしいと思います。その辺は、これは町民の私は農家さん以外の思いだと思いますので、是非その面も同時に進めていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。特に産業課長、よろしく願いします。答弁をちょっと。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答えを申し上げます。

野積み、その環境対策については、鹿児島県の方とも連携を取りながら、県の方から非常に強い指導もしていただいています。なかなか我々町民同士では進めにくいことも県の方に間に入っていただくことで、きちんとした環境整備というのを進めていくようにしていますので、その辺の指導もそこは変わらず徹底しながら、ただどうしてもこの現在の厳しい状況の中では、野積みというのが増えている状況で

はあるので、そういったのは原議員がおっしゃるように、早期に回収をして環境整備に努めたいとは思っています。ただ一方で、おっしゃるように、やらないといけないことはやらないといけないので、排出した責任というのをしっかり畜産農家の方にも意識していただきながら、きちんとした堆肥の処理という形です。ということをやを普及啓発を継続して進めながら、堆肥の回収は進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それでは一言私もですね。今、環境についてもそうですが、この臭いというのは観光にも影響してきています。観光客が来ていろいろな敷地を回ったりとか、観光名所を回ったときにもですね、やはり臭いがするという意見をよく聞きます。そういうこともありますので、できれば環境だけではなく、観光にも影響が出てきますので、そういったことに理解をさせていただいて対策の方を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第25号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第7、議案第25号「職員等の旅費に関する条例の一部を

改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第25号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例において規定されている旅費のうち、船賃について奄美群島住民割引及び奄美・沖縄交流割引運賃並びに燃油価格変動調整金を船賃の算定対象として、旅費の支給が可能となるよう所要の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第26号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄君） 日程第8、議案第26号「令和6年度与論町国民健康保険特別

会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第26号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、一般会計繰入金3万3000円を減額しています。

歳出の補正としまして、総務費総務管理費16万円を減額し、保健事業費保健事業費12万7000円を追加しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ちょっと私、わからないから質問させていただきますが、一般会計の方から先に審査してから特別会計をしないと、もしも一般会計が否決されたらどうなるのですか。そこら辺をちょっと総務企画課長教えてください。もしもこの特別会計が可決するでしょう。そして一般会計で否決されたらどうなるのですか。普通だったら一般会計を採決してから、審査してから、特別会計をするのが常識だと思うのですが、どうですか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） おっしゃるとおりで、一般会計からの繰入金とか、そういう絡みがありますので、それは御指摘のとおりだと思います。おっしゃるとおり、一般会計の方からの繰り入れ、繰り出しの関係がございますので、もしよければ差し替えをお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 暫時休憩をします。

-----○-----

休憩 午前9時28分

再開 午前9時31分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えします。

今回特別会計の方が先に審議がなっているということですが、繰り入れ、繰り出しの関係は、基本的にはどっちが先ということではなくて同等という感じなので、

その順番としてはやはり一般会計、特別会計の方がこれまでそういうふうにしてきましたので、そのようにまた今後ですね、それに倣ってしていきたいと思います。今回は繰り入れ、繰り出し両方の相関関係ですので、その辺はまた今回は特別会計の方から先に審議していただいて、その後で、この順番のとおり一般会計ということをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第27号 令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄君） 日程第9、議案第27号「令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第27号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、介護保険料72万4000円、国庫補助金51万円、支

払基金交付金55万1000円、県補助金25万5000円を追加しています。

歳出の補正としまして、地域支援事業費一般介護予防事業費204万円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8782万9000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 7ページの目1の一般介護予防事業費の中に体力測定員（看護師）とありますが、この体力測定したときのデータとかは取ってあるのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） お答えします。

記録は教室の方をしたときに取るのですが、ちゃんと取ってあります。以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） もしわかりましたら、データ一覧表でもありましたらいただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） 後ほど揃えてお持ちします。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

-----○-----

休憩 午前9時37分

再開 午前9時40分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第10 議案第28号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第2号）

○議長（沖野一雄君） 日程第10、議案第28号「令和6年度与論町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第28号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金676万8000円、繰越金1億4400万円などを追加しています。

次に、歳出の主なものとしまして、商工観光振興費1909万6000円、教育費の中学校総務管理費1886万5000円、学校給食センター建設基金へ6000万円、町営住宅等整備基金へ3000万円、町債管理基金へ1400万円などを増額する一方、商工費の観光施設整備事業費2084万4000円、土木費の住宅整備事業費3000万円などを減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億5319万4000円を追加し、一般会計予算総額53億1462万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 14ページの保健衛生総務費、外郭団体等負担金ですね。この中における寄附、これについての説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） お答えします。

こちらは徳之島病院、精神科の唯一のあの病院なのですが、こちらの方の医師が不足しているということで、昭和大学の方から医師2人を寄附講座開設ということで、招聘するという形のお金になります。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ここにある寄附講座、寄附講座の定義づけについて説明をお願いします。寄附講座というのは一体どういうものかということについて。今説明されたのは、徳之島病院が医師が不足しているから寄附をするという御説明になっていますけど、下にあるこの項目にあるのは、寄附講座ですよ。寄附講座についての説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） お答えします。

寄附講座というのは、教育や研究の充実、活性化を目的に民間企業とか自治体、個人が大学や研究機関に医師の給与とか研究経費の運営費を委託して、医師の方にはそのフィールドワークとして現地の研究をしながら、昼間また勤務をしていただくという形になるものと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 簡単な話が、産学連携みたいな形のものに対して与論町が寄附しようと。要するに、医師不足というのは口実のように聞こえるのですよね。そして、この私たち与論町がこういう1医療機関に対して、こういう寄附行為をする必要があるかどうかということです。ということは、与論には徳洲会病院もある、ほかに医療機関もある、あるいは例えば製糖工場が農業関係の大学と連携して、何か産官学の事業を行いたいから、これについて寄附せよということと同じことなのですよね、次元としては。そして、これを聞いたら10年間続くという話ですよ。違いましたか、5年間でしたか。いずれにしても5年間の説明もないわけですよ。この寄附を5年間要求されているわけですよ。非常に私は公平性もないし、公明性もない。一体、与論町には金が余っているのかなとしか思わざるを得なくなるのですよ。こういうものを片っ端から寄附行為されていたらどうなるのですか、これ。どういう根拠でこういう寄附を与論町がしなくてはならないのか、そこの説明がないのではないのですかと言っているのですが、いかがですか。町長。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 実はこちら、徳之島病院というと、精神科の専門の病院ですよ。一般病院とは違って精神科の病院で、もう何年から設立かはわかりませんが、もうずっと与論の方も精神的に悩んで入院したり、実は、徳之島の高岡町長より、徳之島病院のお医者さんが高齢でもうやめたいと、それで、昭和大学から医師を2人派遣するに当たって、何とか徳之島3町そして沖永良部2町、そして与論まで含めて何とか支援がいただけないかと。当然、各予算がみんな6で割るということではなくて、やはり徳之島にあるので負担は当然徳之島町が多く持っているわけです。患者数というか入院している数の頭に関して負担をこれだけの割合で、まずは昭和大学との契約で5年間は保証してくれないかということで私も同意して、例えば、いや、そんな徳之島病院なくなっても、名瀬に行けばいいじゃないか、沖縄に行けばいいじゃないかという、そういう話ではなくて、ずっとお世話になっていながらそういう困ったときに、じゃあ私たちはいいよということではなくて、やはり徳之島、沖永良部、与論含めた6町で首長が同意して、やはり支援していこうというもとの寄附というか支援金ですよ。これはまた新たに審議、それを出す予定でありました。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長、私がお聞きしたいのは、この病院にお世話になっている、なっていない話ではなくて、こういうお金の出し方はいかなものかということをおっしゃっているのですよ。徳之島病院はいわゆる沖縄復帰前からできた話で、いずれにしても医療機関だから、与論町だろうがほかの県の人だろうが、全部入院してお世話になるというのは当然です。けれど、ここは精神科だけではなくて介護関係とかほかの医療も一緒にやっていますでしょう。だから、私が言うのは1医療機関だけを取り上げて、寄附講座という名義がいわゆる医師の育成だとか、そういうものになっているのですよね、大体、寄附講座という目的が。その中で、経営支援のための寄附の話ではないのですよ、これ。だから、その辺をはき違えているのではないですか、これはいかなものかということをお指摘しているわけですよ。以上です。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） それでね、僕はこの間龍野総務企画課長から、事前の説明を受けてですね、全員協議会で。山下真紀課長からも聞いて、これはもう正当な特異性のある負担金だと、南3町、いわゆる天城町、徳之島、伊仙、沖永良部2町、与論のトップの方々が相談されてこれは決めたことですよ。これが悪いということではないですよ。決めたからいいということでもないのですが、これは特異性のあるものを、本当に今田畑町長が御答弁されたように、それに対して僕は賛成します。僕はそう思います。そこで申し上げたいことは、こういう問題は高岡町長が今奄美

群島の市町村長の会長ですよ。そのあなたが構成する議長会におられるわけだから、みんなで高岡町長を中心にして奄振の特別交付金あたりを特異性があるので、これを特別交付金あたりで何とかやってもらえないだろうかということこれから今後政治の場で強力に陳情していくことが、それが僕は田畑町長の仕事ではないかと思うのです。何でもかんでも徳之島でやるから、それはあなたたちで勝手にやってくれとか、そんなふうにやっていたら世の中というのは持ちません。やはり譲り合い、助け合ってこそ初めて成り立つわけですから。あとは多数決で決めるわけだからこの議案は。だからそれは議長、よろしく願います。私が町長にお聞きしたいのは、今度その市町村長会の際に、奄振の特別交付税あたりで何とかそれをカバーできないだろうかという陳情をやろうというお気持ちがあるのかどうか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、野口議員の質問にお答えします。おっしゃるとおり、総務企画課とも場内では副町長、三役で、これは申請して取れる予算であれば取るということで、今進行中。でも、今の時点では、6町で負担はこういうことで、もっとほかの町は与論以上に負担していますので、それは奄振のところに予算を請求して陳情するというのは6町で合意して、おのおの町で申請するというのは決まっています。それは努力いたします。

○議長（沖野一雄君） 9番、原栄徳君。

○9番（原 栄徳君） この寄附をするという内容については、山下課長の方から話を聞きました。それで内容に関して、非常に私はいいことだと思っています。というのは、与論町民のことを考えると、やはりまだ徳之島に病院があって、沖永良部、与論のこの3町は非常に利用率が少ないのですよ。というのは、やはり経費をかけたり、やはりそれに随行して病院に連れていくとか、また町の職員も随行したりとか、そういう経費をもろもろ考えると、その2人の先生がお見えになって、是非この徳之島に通いにくい町民の患者の方々、利用される方々の負担軽減のために、是非町長の方からも出張診療、出張してほしいと。そういうことになると、与論町民の負担も少なくなるわけです。そしてまた利用率もよくなる。またそこで、やはり病院に入院しなさいと、病院に入院したほうがいいよということになれば、やはりまたその病院も利用するわけだから。だからそういうことで逆の方向を考えると、寄附ではなくて与論町民のためだという、その与論町民の利用者のためだと思えば、僕はいいのではないかと思います。そういうことで、是非その話が決定するときに町長をお願いをしたい。是非その出張診療を今3、4カ月に一遍しか来ない、また半年ぐらいにしか来ない、また天候不良で来れないとなると、やは

り町民は行けないし、また来てもらえない、大変な負担なのです。いっぱいいるわけですから、利用したい方は。そういう意味において、是非私たちは堂々と賛成しますので、是非この離島3町、沖永良部の和泊、知名、与論町、この3町に出張診療を増やしてほしいと、1カ月に1回でもいい、確約をしてほしい。そのことによってこの百何十万円というのは全然無駄にならないと思う。余計、与論町民にとってプラスになると思いますので、是非そういう面を協力的に進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 原議員の質問にお答えします。それは出張診療を必ず知名町、和泊町と3町でまた高岡町長にもお願いして、要請してそのようにしたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私は別の質問をいたします。2点だけ質問いたします。11ページの島づくり対策費ということで、一般コミュニティ助成事業というのが250万円減額されていますが、これはせっかく一般会計で組んでいますが、その減額した理由をお聞かせください。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えします。

今年度の一般コミュニティ助成事業は、立長集落と古里集落の2集落で申請をしておりましたが、立長集落は申請が通ったのですが、古里集落の方は残念ながらこの予算枠の関係で与論町は1町だけですということで、今回外れたという経緯がありまして、その分の減額となっています。通常は1集落ごとの申請をしているわけなのですが、今回ちょっとまた2集落上げてみようということだったのですが、2集落残念ながら通らなくて古里集落が落ちたということで、その250万円の減額ということです。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私はその古里集落の館長から聞いています。なぜ、その審査が通らなかったかということをお聞きしたかったわけなのですが、是非ですね、これは今後やはり、集落の活性化になるわけですので、今後とも各集落落ちないようにできるだけひとつ取り上げていただいて、やっていただきたいと思います。それとあと1点、18ページのまたこれも古里の関係なのですが、漁港管理費。皆田漁港設計業務委託料が200万円組まれています。この事業の内容をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

今、皆田漁港の突堤の先の方がちょっと崩れて落ちていまして、ちょっとどうしても自分たちでは、それなりの施工方法が見つからないということで、今現在、準用河川をしていただいている測量設計会社の方に、その漁港のちゃんとした施工方法、その辺の設計の委託を考えています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） これは前々からの問題でありまして、本当に向こうではいろいろなイベントも開催しておりまして、また観光客も相当向こうにおいでいただいています。確かに景観がですね、非常に先の防波堤というのが落ち込んで、大変危険なところですよ。できるだけ早めにひとつ整備をしていただきたいという要望が、これはもう地元からも前々から出ているのですよ。やっとなんか腰を上げていただいて、やっとなんか委託料、設計もするということですが、これは大体総事業費はいくらぐらいかかるといいますか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

その総事業費もいくらかかるのか、ちょっと私たちもまだどれぐらいかということも検討ができていない状況なので、一応設計をしていただいて、その設計の方法なりの事業費を決めて整備をしてまいりたいなと思っています。今、去年から1500万円ほど過疎債を利用して、茶花漁港とか、今年は宇勝漁港までちょっと手を伸ばしてみようかなということで、順次整備をしていく予定ですので、またその予算なりでまたあとは財政と話をしながら、早急に皆田の漁港の方も進めてまいりたいなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今年は、向こうの皆田海岸でも海の日になんかましてハーリー大会というのも計画しています。ですので、できるだけ向こうに予算はいくらかかるかわかりませんが、是非ですね、今後またいろいろな事業費も考えていただいて、補助が出るか出ないかわかりませんが、ひとつ前向きに進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 19ページ、商工観光振興費のちょっと私には耳慣れない言葉なのですが、ガストロノミーツーリズム推進事業2000万円について、どういった事業なのか説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） 御説明させていただきます。

ガストロノミーツーリズムという新しい考え方ですが、食を通じて、例えば一次産業、農業とか水産それから観光業も含めて連携をしてつくっていく旅行商品というふうな考え方になっています。この事業につきましては、一応観光庁のそういった事業がございまして、そちらの方に申請をしていたというふうなところですが、つい先般、採択の方が不採択だったということで、ちょっと連絡をいただいております。当初この予算を計上した際には、まだわからないということでもございましたので計上させていただいております。こちらの方は最終本会議で歳入歳出ともに取り下げということでさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） そうしますと、その下にある食を通じた観光魅力度向上事業というのを引っ込めて、こっちに一括して大きくしてやっていくという考え方ですか。

○議長（沖野一雄君） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） 当初、そういった形で入れられたらなというふうに思っておりました。この下の方の食を通じた観光魅力度向上事業につきましては、奄振事業の方で当初できないかということで要望を上げていたところですが、予算の関係上、奄振予算の方も優先順位を付けまして、予算の範囲内で優先する事業からやろうということで、こちらの食を通じた観光魅力度向上事業については、県の方とも調整をいたしまして、今年度は取り下げるということでの減です。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 15ページ、離島地域子ども通院費等支援事業は、鹿児島県からの新しい事業ではなかったかなと思っているのですが、これはどのような内容ですか。説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 山下町民生活課長。

○町民生活課長（山下高明君） お答えします。

今現在、与論町の島外に通わないといけない方々は、ほぼ自費で島外に通っていますが、その旅費に関しまして補助が出るといった事業です。たしか今年4月から遡って適用される事業ということですので、今回の補正に上げさせていただいています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは本来当初予算でやるべき事業ではなかったかなと思っているのですが、この実費ですが、いわゆる通院費の支援ということですが、支援の内容についての概要はわかりますか。

○議長（沖野一雄君） 山下町民生活課長。

○町民生活課長（山下高明君）　これが本来当初で計上すべきではないかということでありますが、通知があったのが先月末ということで、そこでこの事業ができるということになりましたので、今回上げさせていただきました。また、内容につきましては、飛行機と宿泊費、その補助が出るということです。申しわけございません、ただいま細かい資料をまだ用意できていなくて、後ほどその内容につきましては御説明したいと思います。

○議長（沖野一雄君）　5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君）　ありがとうございました。町長、沖縄では子供だけではなく、沖縄の離島の方では大人の医療費の通院費とかについての補助も制度が出ているのですよ。与論町もこういうものも視野に入れて、是非、島外への大人のどうしても島外に通院しなくてはならない患者に対しては、島内の医療機関でできるもの以外の特別なものは、こういう手当の制度を是非設けていただくようお願いをして終わります。

○議長（沖野一雄君）　田畑町長。

○町長（田畑克夫君）　喜山議員の質問に、前向きに検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（沖野一雄君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君）　討論なしと認めます。

これから、議案第28号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 2 9 号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（沖野一雄君） 日程第 1 1、議案第 2 9 号「与論町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 2 9 号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本町における令和 6 年度実施事業のうち、一部事業については、その財源として過疎対策事業債の活用を予定していますが、過疎対策事業債の適用要件として本町の過疎地域持続的発展計画への追加記載が必要となることから、本町の過疎地域持続的発展計画書について、追加事業分を記載する変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 2 9 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 9 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 9 号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、議案第29号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更については、可決されました。

-----○-----

日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第12号））

○議長（沖野一雄君） 日程第12、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第12号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第12号））について提案理由を申し上げます。

物価高騰対策関連経費等に係る事業費を令和5年度与論町一般会計補正予算（第12号）として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金1454万2000円を追加し、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金575万円を減額しています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務緊急経済対策事業費939万2000円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ879万2000円を追加し、一般会計予算総額55億6556万1000円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第12号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第12号））は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第1号））

○議長（沖野一雄君） 日程第13、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第1号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第1号））について提案理由を申し上げます。

物価高騰対策緊急支援金に係る事業経費等を令和6年度与論町一般会計補正予算（第1号）として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、総務費国庫補助金1587万5000円、財政調整基金繰入金1404万5000円等を追加しています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務緊急経済対策事業費1060万4000円、物価高騰対策緊急支援給付金1587万5000円、火葬場運営費344万3000円等を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2992万2000円を追加し、一般会計予算総額51億6143万3000円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第1号））は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第14 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（沖野一雄君） 日程第14、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、岩村中里君、港沢勝君、町永建身君、田畑豊範君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩村中里君、港沢勝君、町永建身君、田畑豊

範君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、林英登樹君、酒勺徳雄君、大角周治君、富士川浩通君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました林英登樹君、酒勺徳雄君、大角周治君、富士川浩通君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時18分

再開 午前10時28分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第15 一般質問

○議長（沖野一雄君） 日程第15、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それではよろしくお願ひします。それでは、通告書に伴って一般質問をさせていただきます。

1 令和時代の学校教育について

- (1) デジタル化が進む学校教育においてテストで測定する認知能力だけでなくテストで測定できない非認知能力を育てる必要があると思います。また、デジタル化により余計に教職員の仕事が増えていると感じますが考えを伺います。

- (2) 島の子供達が実社会の現実を乗り越えていくには、生きぬく力の育成が

必要だと思うが考えを伺います。

2 観光による経済効果と観光客誘致について

- (1) 毎年数万人の観光客が来島しているが、与論町の経済にどの程度効果を生み出しているのか。また、シーズンに向けてどの様に観光客誘致をするのか伺います。

お願いします。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 南有隆議員の令和時代の教育について、要旨1、非認知能力を育てる必要があるのではないか、また、デジタル化によって余計教職員の仕事が増えているのではないかという質問に対してお答えいたします。

認知能力とは知識・技能等の知的な力のことで、おっしゃるようにテストの点数や偏差値、知能指数などといった数値で表せる力であり、非認知能力とは数値では表せないにしても、これからの時代を生きるために、また、幸せな人生を切り拓くために必要な能力と言われます。中央教育審議会の報告では、非認知能力とは主に意欲・意思・情動・社会性に関わる3つの要素、①自分の目標を目指して粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整して工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合うからなっているとされています。

現在、小中学校が授業改善で取り組んでいる「学習者主体となる授業」では、児童生徒の興味関心を引き出す環境をつくり、対話活動や操作活動などを取り入れた探究活動を授業の中心に据え、1単位時間の最後には学び得たことを振り返るといった活動をしています。これらを通して、先ほどの非認知能力の3つの要素を高めるよう努めており、その中で、興味関心を引き出したり、探究活動を支えたりするのがタブレット端末等のデジタル機器です。デジタル機器を使うことは、教師の説明時間の短縮や視覚化することで児童生徒の理解を促進し、情報を引き出すためのツールにもなっています。

デジタル機器の活用は、児童生徒がこれからの社会で生きぬくために必要不可欠なものとなっていますが、指導する教職員の研修も必要となっています。一方で、デジタル機器を活用することで既存のデータを活用した教材研究ができ、また、校務支援ソフトを使うことでこれまで手書きしていた指導要録をデジタル化できるなど、教職員の仕事も効率よく進められる場合が多々あります。

教育委員会としては、デジタル化を進めることが教職員の業務改善につながると考えています。

続きまして、要旨2のこれからの社会を生きぬくために、その生きぬく力が必要ではないかという問いに対してお答えいたします。

社会や経済が大きく変化する中、子供たちには幅広い知識と柔軟な思考力に基づき、新しい知識や価値を創造する「生きる力」が求められています。「生きる力」を育むため、現在の学習指導要領では「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つ柱の育成を重視しています。それらを受けて学校では今「何のために学ぶのか」という学習意義を子供と共有しながら授業改善に努めています。具体的には、対話活動等を通して他者と協働して課題を解決したり、情報教育においてさまざまな情報を見極め、整理する力を身につけたりしていくことです。

また、与論町では「生きる力」の1つとして「島だちの力」を大切にしています。学校の通常の教科等で身につける力を生かして、海洋教育科「ゆんぬ学」の探究的な学習が「島だちの力」を育むものだと考えます。自分の興味関心をもとにテーマを立て、探究活動を企画・調査し、試行錯誤を繰り返す中で、子供たちが「関心意欲」「粘り強さ」「コミュニケーション能力」「協働・共生する力」「学ぶ姿勢」「表現力」等を身につけていくことを期待しています。

今年度の与論町海洋教育グランドデザインにおいては、「島だち」後の社会を生きていく力の育成を掲げており、地域と連携した協働的な探究学習が深まるよう努めてまいります。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 南有隆議員の質問事項2、要旨1にお答えいたします。

令和5年の観光による経済効果については、環境省が提供する地域経済波及効果分析ツールを活用し、専門家の指導のもと算出しています。その結果、観光消費額が約25.5億円、そこから島外に流出せず、島内の各産業によって誘発された生産額である直接効果が17.7億円、それに間接波及効果を加えた経済波及効果は約24.5億円と推計され、大きな経済効果をもたらしていると考えられます。

一方で、観光消費額のうち、島外に流出している額も大きいと考えられます。このことを踏まえ、来訪者や宿泊日数の増加に加え、来訪者が消費したくなる新たなコンテンツの造成等を通じて観光消費額を増加させるとともに、観光事業者における島内調達率の向上を推進し、島内への経済波及効果をより高めることが重要であると考えています。

今シーズンの誘客につきましては、7月から10月にかけて昨年を上回る来訪者数が予想されているところですが、宿泊施設の容量や受入インフラ等の現状を踏まえると、オフシーズンの来訪者の底上げを行い、周年を通じた誘客と人泊数の増加を図ることが重要であると考えています。

そのためにも、海以外でも楽しめる観光コンテンツの造成や販売、割引クーポン

の発行などを実施するとともに、映像広告の配信やインフルエンサーと連携した誘客等に取り組む計画です。

また、外国人旅行者も増加しつつあることから、観光事業者向けのセミナーの開催などを通じてインバウンド対策を推進してまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それでは、続けて質問させていただきます。現在、皆様も御承知だと思いますが、テストで測る能力だけでなく、今の時代を生きぬくために非認知能力というのが必要とされてきています。先ほどの答弁にもありましたように、3つの要素ですね、自分の目標を目指して粘り強く、やり方を調整する、友だちと同じ目標に向けて協力し合う、そういうことも大事です。あと私が調べた限りでは、もう文部科学省の中にも、まず、育成すべき資質・能力の3つの柱といたしまして、「学びに向かう力、人間性等」、その中でどのように社会と関わり、より良い人生を送るか。もう一つが「思考力・判断力・表現力等」の中の1つといたしまして、理解していること・できることをどう使うか。あとは「知識・技能」という面で、何を理解しているか、何ができるか。こういった三本柱を基本にいたしまして、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を総合的に捉えていくというふうに目標を立てています。実際、大学入試の中にも昔は共通テスト、あとは二次試験だとかですね、学力だけで合否判定が多かったと思いますが、ここ何十年、大学入試の一つに総合選抜、AO入試というのがあります。これは各大学が求める学生像が受験生にマッチしているかということをはかるためのテストです。中身は学力試験もあるのですが、特に小論文だとか、おもしろいところではプレゼンテーション、あとは何人か集めてディスカッションということを重視している大学もございます。そういったことをやはり身につけるためには、学力だけで順位を付けるというだけではなくて、非認知能力を使ってその子供の能力を伸ばしていくということが大事だと思っています。その中で、やはり非認知能力がこうやって注目されるようになった背景は、やはり今の時代です。社会の中で急激に大きく変わってきています。グローバル化、IT化、中には生成AI、人工知能の発達がものすごく激しくて、社会は急激に変化しています。これはそれが悪いというわけではございませんが、やはり人間としての生きる力というのをやるためには、非認知能力というのをやはり伸ばして行って、その子供たちの潜在能力を上げることが大事だと思っています。そのためには、やはり小学校のときからこういった非認知能力を上げていくことが必要だと思います。では、まず教育長に聞きたいと思います。この非認知能力に関して、どれだけ必要性があるかということをもう一度伺いたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。認知能力、テストで測れる部分の中でというのも基本的に大事な部分があります。どっちが大事かと言われても、優劣は付けられませんが、その学んだ力を社会でどう活かしていくかというところが、この非認知能力につながっていくと思います。そのためには、この小学校時代、中学校時代、その学生時代の中でいろいろな能力を活用した授業・活動を展開していくことが大事かと思います。特に、これからの社会においては予測不可能な時代ですので、いろいろな対応力というのが、多様性というか、そういったのが求められると思います。そこに対応していくためには、子供のうちに例えば座学だけではなくていろいろな遊びの中でいろいろなことを学んだり、体感したりということも非常に大事な要素だと思います。そういった意味では、今後、幼児期から非認知能力を伸ばしていくということは、大事なことだと考えています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。そうですね、やはり非認知能力を伸ばす方法ということは、今言われたとおり、やはり遊びというのも大事となっています。その中で子供たちがやってみたいということをまず持っていただいて、子供たちは自分たちの世界をつくります。あと仲間と友だち、そういった中で子供の能力というのは広がっていくと思います。その中でも自主性や興味を持つことが、大きな探究心を上げていくことだと思っています。その中で昔から「好きこそものの上手なれ」「三つ子の魂百まで」ということも言われています。そういう中において、与論町においても具体的にこういったことを今進めているという、非認知能力を上げるための対策は取られているのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 日頃の授業だったり、学校の中でこれまでもそういった活動というのは行われていたのですが、特に与論町の場合は、海洋教育という教科を取り入れて、この非認知能力というのは東大の研究者、教育コンサルのムラセさんから言わせると、探究的そして協働的な学びから非認知能力は学べるということなのです。私たちが今進めている海洋教育のコンセプトは、まさにこの探究的な協働的な学びを進めています。具体的には、小学校、中学校、そして今ありがたいことに県立の与論高等学校でも、ゆんぬという時間でこの海洋教育を縦の柱として進めています。その非認知能力を伸ばすために、海洋教育でどんなものが非認知能力を伸ばしているのかということは、ちょっと見えない部分かもしれませんが、この海洋教育の中では、子供たちがさっきあったように興味関心のある分野から入って自分で課題を見つけて、そしてそのために情報を収集して、それを整理分析してまとめてプレゼンするという、まさに先ほど南議員が言われたAO入試であっ

たり、そういったところに結びついている学習なのですね。そういった意味では、今、与論町で進めている海洋教育というのが、具体的なほかの町にない新しい取り組みだと思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。そうですね、やはり非認知能力は先ほどから言っているように、テストとかで数値が表れるわけではございませんので、なかなか結果が出ているかどうかというのは難しいと思います。その中で、やはり子供が本当に非認知能力が上がってきているのではないかと考えるところは、自分をどう見るかということだと思います。まず自己肯定感ですね、それだったり自己効力感。例えば親は自分を大切にしてくれているとか、あとは親は絶対自分を見捨てないんだとか、そういったことを幼児期の頃からやはり安心感を積み立てていくことによって、非認知能力というのは成就されていくのではないかと考えています。そこで、やはり自分の存在が大切なものだと、自分は周りに生かされているんだという考えがあってこそ自己肯定感が生まれ、非認知能力の土台になるのではないかと私は思っています。その中で、1つの事例なのですが、これは2022年の南日本新聞の記事なのですが、紫原小学校の公開授業で非認知能力の向上を模索するという事で、こういう授業が行われています。当時4年生、児童34人が伝統工芸を紹介する自作のリーフレットを作成して、クラスメイトと交換をしました。その中でクラスメイトからお互いにいいところがあれば教えてくださいと、そういうふうに説明したところ、友だちからこれはかっこいい、これは色づかいがいい、本当に見えてすごい、これは本当に自分でつくったのか、買ったのではないかと、そういう友だちから嬉しい点、自分をほめてくれる点をたくさん言ってくれて嬉しいという意見がすごかったです。その中で、結局その授業の中で何を目的、具体策としていたかといいますと、学習に参加することが1つ。学習の仕方などを自分で決定するということが1つ。あと一つは、他者の意見を尊重する。そしてもう一つ、自己の変異を実感するという4項目を設定して、この授業は組まれたそうです。その結果、この中の紫原小学校の2年生から6年生を対象とした同校独自の調査で、自分は良いところがあるといった項目を選ぶ児童は1年間で増加しました。その結果、全国学力学習状況調査（全国学力テスト）で、結果も良かったそうです。非認知能力を上げることによって、認知能力も上がるという結果も出てきています。こういったことをやはり与論町でも授業の中に1単位でもいいので組み込んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今、学校の方では毎時間の授業の中

で、今まで我々が受けていた教師からの指導ではなくて、今は学習者主体となる授業を展開するようにしています。つまり、子供自身からいろいろなものを発信して、そしてまたそれぞれのものを認め合いながら、褒め合いながら、教え込みというよりは、自分たちで進めていくという授業、学習者主体となる授業をやっています。私たちが今学校訪問等で各学校の授業を見る視点としては、まず各担任の方に学習者主体となる授業とはどういうことか、どんなところをこの授業では注意しているのかという視点で、授業参観しています。そういった意味では、非認知能力それから認知能力とは、それぞれが高め合っていくということが必要になってくるかと思えます。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。本当に非認知能力はとても大事なことです。その中でも、やはり全てを学校とか教育現場に押しつけるというのちょっと違うのかなと私は思っています。その中で、どの子供たちにおいても肝心なのは家庭ではないかと思っています。その中で必ずもたになってくるのは保護者だと思います。保護者の対応もやはりあれも駄目、これも駄目とか、まだあなたには早いから駄目とか、これはやったら駄目だよという常に保護者が駄目駄目と言うと、子供たちの非認知能力も上がらないと思います。いくら学校で指導したからといって、家庭でやはり親から何か言われたら、ちょっと非認知能力も上がるものも上がらないと思っています。だからといって全ての子供たちに自主性に任せてほったらかしにするというのも、これはまた違う話になってきます。そういったことを考えると、やはり非認知能力を育むためには学校や教育現場だけではなく、保護者、周りの環境、地域、そういったことも整えることが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 本当にまさにそうだと思います。これは学校の仕事、これは家庭の仕事と明らかに分けることなく、学校と家庭が連携してやっていくことが大事だと思います。昨日のテレビでですね、ココイチというカレーの社長に22歳の若い女性がなったんですね。その背景を追っている番組を見たときに、その子がそういうふうになったのは、やはり家庭でお母さんがやって見せているというか、階段で重たいものを持っている老人がいたら、さっさと行って助けてあげる。それをまねる。そして先ほど褒めるというのがありましたが、三者面談でテストが8点だったと。その中で担任が指導しようとしたときに、お母さんが前は6点だったと、2点も上がったじゃないかという形でその娘を褒めて、そういう常に褒めていくことがそのモチベーションを上げ、そして22歳で何十億という400人の従業員を養うそういう社長になったというルーツがありました。それを考えると、親の

方がやって見せるという、ただ子供たちに、はい、やれ、これが大事だよということではなくて、親や我々大人、地域が率先してやって見せることが大事になってくるかなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 私もそのテレビは見ました。高校生のときからバイトを始めて、卒業して就職したいのかといたら、やはりココイチが好きだからということで、そこに入って4年間、18からですからトータルで6年ぐらいバイトしてそこで認められて、いきなり社長になったという話を聞きました。やはりそこも他人と関わろうとする本人の気持ちですよね。先ほどありましたようにお手伝いをする、そういったこともやはり非認知能力を上げるためには必要だと思います。そうすることによって、他人から感謝されるということです。あとそれを進めることによって家族の一員、親からもよくやったと褒められるということは、本当にその子供の能力を伸ばすためには大事なことだと思います。本当に子供たちだけではなくて、大人たちの保護者用の非認知能力を上げる、そういったことも1回学校でやってみてはいかがでしょうか。そういった講座を是非とも1回は開いてほしいと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） そのときは南議員を講師に招いて。この特別にそういう講座を開くということよりも、いろいろな学校の教育活動の中で、保護者と子供たちとが関わる活動、そういったものを大事にしてやっていくこと。そしてまた学校だけではなくて、子ども会であったり、地域の清掃活動であったり、いろいろな夏祭りであったり、いろいろな活動と一緒にやっていくことが、その中でいろいろ褒める場面もいっぱい出てくるでしょうし、そして自分の親ではない、ほかの親がやっている姿をその子が見て学ぶこともあると思います。そういった意味では、子供と一緒に活動していく、部屋の中でスマホやゲームだけをやっていくというだけではなくて、関わりを持っていくということが、今後また非常に大事になっていくのではないかと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。もしやるようでしたら、私も参加しますのでよろしくお願いします。本当にですね、非認知能力は遊びから始まると思っています。自然の遊び、特に与論だと海遊びになります。海に行って海に関わる。あとは海の生き物を観察するとか、キャンプをしたり、大自然に触れるといったことも大事になってくるのではないかと思います。先ほど教育長が言われたとおり、今の時代、本当にスマホが発達しすぎて、スマホ1つあればテレビも見れる、

ユーチューブも見れる、ゲームもできると、本当に外に出る機会が全くなくなってきました。実際、部活とかでもやっていただければ、部活の中で昔は礼儀作法というのも私は習いました。私は剣道をしておりましたが、まず部活をする前に、やはり礼儀作法、入って靴を並べてからまず教わりました。入ってまず礼をすると、終わったら礼をやると、礼に始まり礼に終わるということを子供のときからたたき込まれました。本当に靴の並べ方が悪いと、そのまま靴を校庭に投げられたことも何回もありました。今で言ったらパワハラではないかと思うのですが、そのときは、あつ、自分が悪いんだ、ちゃんとしなかったんだという考えのもと、投げられてもすぐ拾いに行って、きちんと靴を並べて、そこからやるんだよということを昔の人たちから教わりまして、本当に今の自分があるのではないかと考えています。それで、今子供たちの非認知能力の話をしました。では大人の非認知能力はどうかと、私的には聞きたいと思います。大人の非認知能力を上げるということはどういうことかといいますと、やはり仕事上で成功したときの幸福感を得たり、あと困難な状況での対処、特にストレスの管理、自己啓発やチームワークの向上にもつながるのではないかと考えています。テレビとかを見ている組織の中でリーダーシップを持てる方は、かなり非認知能力が優れているのではないかと考えています。それで今度はいきなり町長に振るのですが、町長、大人の非認知能力について何か考えがありましたら、一言お願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、南有隆議員からいきなり振られたので、全然考えてなかったのですが、それこそ今の現状が非認知能力がないと対応できないのかなというところで、困難に陥ったときに対処できるのが非認知能力なのかなと。僕は、先ほどの子供の非認知能力という、当然そっちの方を伸ばさないといけないと思う。僕はまずは子供たちが生まれてから心身ともに健康が大事だと、そっちを一生懸命して体力づくりとかそういうのをして、病気にかからないとかそっちの方から、小学校もさつきも自然に触れると言われましたけど、これだけ海があるのですから、ちゃんと保護者のもとでやはり海に親しんだり、潮風を受けたり、そういうことでしっかりと学校上がるまでには体力をつけたり、その中でまた学校に入ったら当然学力は必要ですよ。やはり数値に表れる学力も必要で、またそこ以外の得意分野、昔は私たちの時代は上から国・算・社・理みたいところで、その下に美術とか体育とか音楽とかあると、体育がかけっこが速かったり、サッカーができたり野球をすると、お前はまずは国語から、算数からと言われましたが、今の時代はもうおっしゃるとおり、サッカーで全然世界的なスターになれるし、それは稀なところですけど、そういうところを伸ばしている。大人は非認知能力といっても、なか

なかもう固定観念にして、なかなかそっちの方は。でも日々こうやって65歳になって町長になるのですが、勉強させられるわけですから、人生日々が学習、認知能力も含めそれ以外の非認知能力も必要だということで、何か的を得ませんけど、以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 急な前振りに対応していただきありがとうございます。やはり私もこの非認知能力を考えたときに、子供たちだけではなくて、今の大人もどうにかならないのかということで考えていろいろ調べてきました。なぜ大人の非認知能力について私が聞いたかといいますと、やはりここ最近テレビとかを見ますと、本当に事件というのが多いです。殺人事件とか起きてても、誰でもよかったとか、ただ有名になりたかったからとか、本当にそういったしょうもない理由でテレビに出るのを見ると、もうちょっと非認知能力があればそういうことにならなかったのではないかなと思っています。特に、大人としては非認知能力において、自己管理ができて、他人とのコミュニケーションですね、学習指導要領にもありました。最近ではコミュニケーション能力を上げろというふうにも出ています。やはりこれは子供たちだけではなくて今の大人たちにおいても、やはりコミュニケーション能力の基礎能力を上げなければ、こういったビジネスシーンとか行政とかでも、いろいろな一般社会の生活の中でも、やはり生きていけないのではないかというふうに思っています。そこで、大人も先ほど町長が言われたように、固定観念や既成概念は年齢が高い人ほどごりごりに固まっています。それを壊すのは本当に一筋縄ではいきません。私も身近に固定観念がごりごりに固まった84歳のおじいちゃんがありますけど、何を話しても、「いや、そうじゃない」、「昔はこうだった」、「それは違う、違う」ということばかりよく聞きます。私からすれば、「今、令和の時代なんだから、そうじゃないんだよ」と言っても、2時間同じことを繰り返して、水掛け論をすることが毎日です。ですが、たまに私ではなくて孫の力を使って孫に言わせると、なぜかおじいちゃんは「はい」と一言で聞いてくれます。それもなかなか自分のコミュニケーション力が上がったのかなというふうに思っています。本当に特に大人は自己管理をしながら、自分に合ったストレスの対処法にやはり向けていかなければこの激動の社会、大人もなかなか生きていけないのではないかと思っています。そこで、本当に今ありましたように、学校でもそうです、大人の中でもそうですが、こういうことは一緒くた、1回でできるわけではありません。そういうことを考えた場合、定期的にフィードバック、そういったものを受けながら、自分たちの行動や授業とか今の内容を振り返ることが大事だと思います。学校の方でもそういったフィードバック的なことはやっているのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 私が授業を見る中では、一番まとめや振り返りというところを非常に大事にしています。今日の授業で何を学んだかというところが大事で、45分、50分の授業の中で、結局そこまでたどり着かない授業というのは授業ではないぞ、じゃあ次ねと言うけど、次はそこに戻ってこないのですよね、ほとんどが。ですので、そういう振り返る時間というのをしっかり取り入れた授業という、1単位時間の中では最後には必ず今日はこんなことがわかったという、学び得たことを振り返るといふ時間を最低5分、自分の方ではできれば10分取ってほしいというふうに言っていますが、学校の方では授業の振り返りを大事にしているところです。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。この非認知能力の最後の締めをしたいと思いますが、やはり子供たちがこういった興味を持ったときに、ついつい我々大人は自分の物差しで物事をはかってしまいます。そしたらそれがやはり大人の希望する方向、大人が求める答えをそこに誘導しているのではないかと思います。そこで、やはり子供たちがやっていくことに対して、大人の物差し、自分の物差しだけでなく、子供たちの興味や関心、創造力とか、そういったのがなくならないようにしていかなければならないと思っています。先ほど町長が言われたとおり、本当に昔は勉強しろ、勉強しろとかですね、学力さえ上がれば将来安定だという時代もございましたが、今は違います。スポーツで世界に行く時代です。特に大谷翔平選手、サッカーでは久保建英選手がいます。大谷選手が行ったマンダラシート、目標達成シートですね。あれに対しても今全国的にそれを利用している方もいます。1つの目標を決めて、その目標を達成するためには何が必要か。その目標を達成するための具体策、その具体策をするためには何が必要か。そういったことを1つのシートにして、授業に取り入れている学校もございます。本当にこの認知能力と非認知能力、私が考える中では、これは心と体、精神も1つだと思っています。気分が乗っているときは本当に体はいつも以上に動き、最高のパフォーマンスをいたします。逆に落ち込んでいたりとか、体が病気のときは、何をやってもうまくはいきませんといったものです。認知能力は勉強すれば学力は上がって数字も見えて、やったという気持ちになりますが、非認知能力は数字に表せない分、ではどうやって見極めるのか。そういったことを見極める能力も大人は持つ必要があるんだとは思っています。非認知能力は、子供の時期だけではなく、一生かけて伸ばすことができると言われています。一生かけて伸ばすということは、やはり大人になっても伸ばせるというふうには私は思っています。この時代、本当にストレスを抱えながら仕事をしている大人こそ、非認知能力を必要としているのではないかと私は思っています。

このグローバル化や多様性、生成AIの台頭が進む中、社会の中でも大人も子供も自身と他人の感情と向き合いながら、お互いを大切に作る姿勢を大事にしていくことが、この時代の中、求められているのではないかと考えています。要旨1の質問事項については、以上で終わりたいと思います。

要旨(2)の島だちの育成の力について、またお聞きしたいと思います。

教育長は、夏休みとか元教え子が島に帰ってくると思いますが、そういったとき、結構話をする機会があると思いますが、こういったことの話がされているのかお伺いします。

○議長(沖野一雄君) 中山教育長。

○教育長(中山義和君) 教え子と話すときには、その時代、あれを頑張ったよな、あんなときに先生こういったよなというような、一生懸命頑張ったこと、無茶なことをやった部分の中のを非常に覚えています。そういうようなのを会話します。そして、今現在、自分がどんな働きをしてどうだという中で、ちょっと職が変わったりとか、それから結婚したりとか、人生が変わっていくその中で、いろいろな挫折を味わったり楽しいこと、嬉しいことがあったりという、そういった報告を受けたりします。その中でやはり学生時代のというか、昔の時代のがベースにやっている部分もありますし、またそのときには感じ得なかった成長ぶりが、久しぶりに会ったときの会話によって見られるという部分もあって、非常に毎日が有意義な時間になっています。

○議長(沖野一雄君) 2番、南有隆君。

○2番(南有隆君) ありがとうございます。私は成人式の際に砂美地来館に行きましたら、教育長が元教え子と一緒に話しているのを見ますと、結構バレーボールを教えたりとか、教頭時代のときにいじられたり、何かもてあそばれているのかなというのを見ましたが、あれは私の見間違いだったのかなと思っています。やはり、与論町は先ほどからありましたように、島を生きぬくために力を入れているのは海洋教育ではないかと思っています。与論町の海洋教育の目標といたしまして、「海と人との共生に係る見方・考え方を働かせ、与論島の海とくらしの課題について探究することを通して、『島だちの力』を身につける」となっています。そうした場合、やはり「島だちの力」をつける海洋教育の重要性というのは大事になってくると思いますが、現在、数字では表れないと思いますが、海洋教育はもう何年もやっていると思いますが、実際どの程度浸透しているのかというのは、教育長の感じ方で構いませんので一言お願いいたします。

○議長(沖野一雄君) 中山教育長。

○教育長(中山義和君) ありがとうございます。具体的にはここ3、4年の中身だと

思いますが、久しぶりに与論に来て、あっ、こういうことをやっているんだな、すばらしいなと思って見えています。その成果というのは、子供たちが小学校は小学校、中学校は中学校、高校は高校なりに、その成果のまとめを発表したりする場面、それから探究していく中でいろいろ聞き取ったりしている、そういう活動を見たときに、自分たちにはない、与論の子供たちとか島民が狙っている例えば自分の意見をしっかり表現する力とか、何かこう恥ずかしがったりというところが島には結構あると思うのですが、そういった部分を打破するような活動が取られているなど思っています。そういったところをもっと子供たちがそれだけやって頑張っているというのを、もっともっと島民の皆さんに知ってもらいたいなどは思います。それは、保護者は多分自分の子がこんな活動をしてというのはわかっていると思うのですが、保護者以外の地域の与論のそれ以外の方々が、その子供たちの発表ぶりとか、そんなのを見たら与論の子供たちはすごいなと思うと思います。また、海洋教育フェアとか町民向けのそういったものも御案内いたしますので、是非見ていただいて賞賛していただければと思います。また、そういった面では、まだ周知したり、そういう成果を発表したりするところではまだ不十分な面があるかもしれません。ただ、高校入試、大学入試等においては、こういった海洋教育の成果が十分発揮できているという事例もございます。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ありがとうございます。この前私もネットの記事で見ましたが、中学生が海洋教育のゆんぬ学の授業の一環で、問題解決カードゲームというのを多分行われたと思います。その中で、与論の課題を解決するためにストーリーをつくって、プレイヤーがそのストーリーのおもしろさを決めるというカードゲームですね、こういったのが行われています。カードには環境、行政、文化など、与論町が抱えている課題が記されていて、与論にはこんな課題があるんだ、こういう問題があるんだということを中学生が気付くすばらしい海洋教育であったかと思えます。こういうこともやはり中学校を通してやっていますので、是非ともこういったことをまたカードゲームだけでなく遊びを加えて、高校生なりもうちょっと上にまでやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。そういう具体的な事例を紹介していただいております。小学校においても飛行機に乗ってビンゴゲームのカードがあると思いますが、小学生でもそういった形で、この海洋教育の一環としてやっています。そういった子供たちがやっているパンフレットであったりとか、ゲームであったりとかいうところも、もっともっとせっかくいいものをつくってい

るので、もっと町民の皆さんの方に浸透できる工夫というのを今後考えていかないといけないなと思っているところです。提供ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 本当に今、島外に出ている子供たちが、島にいる子供もいますが、大都会、東京、大阪、福岡もですが、あそこで独り立ちして社会を乗り越えるためには、今から島のためを考え自分の能力を上げて、あと打たれ強い子供たち、そういったのを育てていく必要があるのではないかと思います。各小学校のランドデザインを背景にした中にも、やはり非認知能力の育成という言葉も出てきますし、あとは道徳性を高め、自尊感情及び自己有用感を育て、個性を認め合う心の教育をするとか、与論島を愛する心を育てるとともに、島だちの教育を推進するというのもあります。あとは、夢育成事業の推進といたしまして、夢カードの作成、見届け、励ましを行うと。あと道徳教育の充実という中では、道徳的判断力、心情、実践意欲を高めるとか、探究心及び非認知能力の育成、地域との連携した協働的な探究心「ゆんぬ学」を推進するというのもあります。こういうのをやはり進めながら、日々の与論の子供たちは打たれ強いんだ、社会の荒波でも生きていけるんだということを是非とも進めていってほしいと思います。

次に移りたいと思います。観光による経済効果と観光客の誘致についてなのですが、今答弁にありましたとおり、観光消費額が約25.5億円とありますが、このデータというのはいつのデータなのかお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えさせていただきます。

このデータの算出につきましては、令和5年度の2月に東洋大学の先生にお願いいたしまして、観光庁のツールを用いて算出をいたしています。この根拠になります入込客数につきましては、令和5年の数値を用いております、あとの観光消費額につきましては、令和4年度の広域事務組合の数値を用いて算出をしています。その数値が一番直近の数値ということです。以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それとその下の直接効果というのが17.7億円、あと間接的な経済効果もあると書いてありますが、直接的効果と間接的効果の違いというのを教えてください。

○議長（沖野一雄君） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えさせていただきます。

直接効果というのは、売上げの25.5億円、この消費額の中から島外に流出しないで直接島内の方に落ちたお金ということです。間接効果については、第一次間

接効果、第二次間接効果というのがありますが、第一次間接効果につきましては、消費に関して島内で出たサービスのために使った原材料とか、そういったものの費用が入っているのが第一次間接効果。第二次間接効果につきましては、その関係する産業に従事している方の給与の中から消費に回った分の額が第二次間接効果ということで、これらをあわせた額が24.5億円ということです。以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） ただいまあったように、東洋大学のデータということでしたが、私は、また個別なのですが高崎経済大学の小熊教授から、与論町における経済効果というのを調べたいという連絡がございまして協力いたしました。これは調査期間が2023年9月6日から2023年9月8日の3日間だけですが、アンケートをした場所が与論空港内です。調査内容は那覇ー与論線とか、その飛行機に対して年間何回利用しているかとか、どういった理由で来ているのかということ进行调查いたしました。この中で、データの回答なのですが、回答数は男性が45.3%、女性が54%の回答率がございました。その中で、年齢的にいいますと20歳から29歳が22.3%、30歳から39歳が13.7%、40歳から49歳25.9%、50歳から59歳が17.3%、60歳から69歳が11.5%、70歳以上が5.8%というデータ結果も出ています。これは本当に大学によってやり方が違いますので、何が正しいかということはありませんが、私がお願いした高崎経済大学ではこのような数字が出ています。その詳しい結果を言いますと、与論空港で年間空港利用回数を聞いたところ、初めて与論空港を利用したという方はその中で35.3%、1回から4回が43.9%、5回から9回が10.8%、10回以上が8.6%ということが出ています。その中で、主な職業の方は会社員・公務員が51.1%、学生が9.4%、パート・アルバイトが10.8%、自営業が17.3%となっています。その中で実際に来てみてお金をどのくらい使うのかとか、一日平均いくら使いますか、もし欠航したり、天候不良で飛行機の乗り換えをしなければいけないといったときにいくら出すか、そういったものも詳しくありますが、ちょっと時間がないのでこれは割愛させていただきたいと思います。高崎経済大学の小熊教授が調べた結果、これは目に見えないプライスレスの金額を入れますと、与論町において年間での経済効果が603億円と出ています。月平均が419万円と、これは小熊教授の調べたやつですので、これが完全に合っているかというのはわかりませんが、アンケートを受けた上ではそれだけ数字が出ています。これをほかの長崎県の対馬市と比較しますと、長崎の対馬市は年間382億円という結果も出ています。先ほど言ったように与論に来る方は、仕事で来る人が年間で一番多いのではないかと思います。その中で、その仕事以外でなぜ与論に来るのかというのを

やった場合、一番多かったのはやはり人に会いに来るらしいです。その後に観光というデータが一番多くなっています。今は本当に観光客数、入込客数を見ても、10年前までは7月、8月、9月が、いつも年間ぼんと1万人ぐらい上がってきていました。ですが、今見たら年間通して平均4,000人ぐらいが推移して出てきています。これが何でなのかというのも自分で調べてもよくわからないのですが、こういった場合、入込客数も変わってきているのを見たら、それなりに対応した観光対策も必要ではないかと思いますが、商工観光課長いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） ありがとうございます。今おっしゃるようにまさしく人との交流とかといったところは、非常に私どもがいろいろ調べる中でも、聞く中でも、観光客から上がっているということです。そういったところの交流とか、もともとあるいろいろな自然・文化を活かしたコンテンツの造成を今進めているところがございます。海だけではなくて陸域でも楽しめるといったコンテンツをつくったりすることによって、1年間を通して与論島に来てもらうというふうな形で誘客をしているというところですよ。以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 最後にこの調査結果なのですが、やはり与論の強みといたしまして海とかビーチ、星、あとSNSですね、そういったネットワーク、あとリピーターが多いということはやはり人に会いに来ることが多いのではないかと思います。そんな中でやはりチャンスといたしまして、沖縄の多くの観光客が与論にもついでに来ることが多いそうです。中には先ほどありましたように、円安によるインバウンドですね、そういったことも目を付けたらいいのではないかと思います。弱みの1つといたしまして、リーズナブルな宿泊施設がない、あと特産品が少ない、中には旅費が高いという人もいれば、虫が多いという意見もありました。コストが高いというのは、やはりこの御時世しょうがないのかなと思いますが、あと一つ、雨の日の過ごし方ですね、そういったことも対応していけば、もっと観光客が増えるのではないかとデータが出ています。本当に与論は観光の島ですので、観光に対して何があっても、天候に左右されない観光地づくりをまたお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） これで2番、南有隆君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、喜山康三君の発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 一般質問に入ります。

1 観光産業発展への取り組みについて

(1) リーフと海、海浜とその背後地など稀有な景観と自然に恵まれたお陰で本町観光産業は奇跡的な発展を遂げてきました。この遺産を守る事が定住人口減少の歯止めとなり本町発展の大切な要と思っている。この大切な自然をどの様に保全するつもりか、見解を伺いたい。

(2) 町民全員が観光客の来島を心から歓迎し、観光関連事業に何らかの形で携わり恩恵を受けた事が、観光産業が長期に渡り飛躍的に発展した要因と思っている。島人が海遊びをエスコートし、観光客と一緒に飲み、唄い、踊り、繋がり、エンターテイナーとしておもてなしをしたお陰と思っている。このおもてなしの心を、島人が次世代へ受け継ぐために、何をすべきか、町長の見解を伺いたい。

(3) 十五夜踊りをはじめサンシンで与論小唄や沖縄民謡を奏で、謡い、方言を教えるなど与論の歴史と文化に触れることも観光には大切なものと考えている。与論町の文化、歴史の掘り起こしと保存をどの様に進めるつもりか、見解を伺いたい。

2 事業計画段階から住民とのコンセンサスと慎重な予備調査を行っているか

(1) 給食センター建設がとん挫している。その理由と問題点は何か、見解を伺いたい。

(2) 茶花漁港に計画されている防砂流入壁建設が建設された場合、台風時など高潮発生時には漁協施設及び付近商業住宅への越波が懸念される、見解を伺いたい。

3 自治公民館活動の在り方について

(1) 自治公民館活動において高齢者向けサービス充実を図るよう連携事業等検討できないか、町長の見解を伺いたい。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山康三議員の御質問に対するお答えしたいと思います。まず質問事項1で要旨1をお答えいたします。

昭和48年に与論島の一部が国定公園に指定され、外周道路の外側の海岸線及び

海域が一定の条件のもと、保護されるようになりました。また、平成29年国立公園昇格に伴う改正で規制が強化された一方、陸地の規制範囲は大幅に縮小されました。これらの経緯の中で、観光ブーム時代に建設された老朽化施設や、経済低迷で経営悪化した企業や個人の所有地、特に海岸隣接地が島外資本に買収されており、現在別荘地やホテル建設計画等が進行中です。島の観光資源である海岸周辺域の景観が損なわれる危険性が懸念されています。

しかし、与論島の経済発展・観光振興と自然保護の両立という難しい課題を抱えながら、これを島民全体の課題と捉え、皆で共存繁栄の道を考え、解決策を導き出してまいりたいと考えています。

このような現状の中で、50年後、100年後を見据え、島民の財産である自然景観を守るために、今年度中の成立を目指し景観条例制定並びに景観計画の策定に向け準備を進めてまいります。

質問事項1の要旨2についてお答えいたします。

与論人ならではのホスピタリティが、これまで多くの観光客を魅了し、与論島の観光を支えてきた大きな要素の1つです。来訪者のアンケートやリピーターの声などからも、島民との交流が来訪者の満足度を高めたり、再訪の大きな要因になっており、まさしく「人」こそが与論島の大きな観光資源であると考えています。

このようなおもてなしの心を継承するためにも、幼い頃から島の価値や魅力を学び、来訪者にその魅力を伝える機会を設けることも重要であると考えています。現在、観光協会やエコツアーガイド等と連携し、島民や子供向けの観光ツアーなどを開催しており、今後は海洋教育等とも連携を図りながら、観光と関わる機会の創出に努めてまいりたいと考えています。

質問事項1の要旨3にお答えいたします。

文化、歴史の掘り起こしと保存については、教育委員会が所管しており、文化協会及び文化財保護審議会をはじめとする島内外の関係機関とも連携を図りながら、歴史ある伝統、文化、遺跡等の継承・保存に努めているところです。公民館教室においては、琉舞や島唄・三線教室などの講座で町民が直接学べる機会を設け、文化振興に取り組んでいるところです。また、文化財保護に関しましては、町内のNPO法人及び国・県の文化財課や専門機関、大学等からの技術協力も受けながら、歴史的遺産の掘り起こし、保全に努めています。

今年度は、令和元年度から令和5年度にかけて、文化庁や県教育委員会の協力を得て実施した与論城跡の遺跡発掘調査の結果を踏まえ、国指定の埋蔵文化財指定へ向けての取り組みを行ってまいります。

今後とも、歴史的に価値のある遺跡や文化財、伝統芸能等の保全に努めるとともに

に、令和5年度に策定された「与論町文化観光資源ガイドライン」に沿って、遺跡・名所・行事などが観光資源として活用され、島外から来島された方々にも与論の伝統・文化に触れていただける機会が増えるよう、関係各所と連携を図ってまいります。

質問事項2の要旨2にお答えいたします。

茶花漁港は、昭和49年に第1種漁港として指定されています。平成26年から平成30年度にかけて、水産生産基盤整備事業により護岸・北堤防の改良・かさ上げ・西堤防の新設を行っており、昨年度には過疎対策事業債を活用して、北中突堤の段差の埋め戻し・製氷機前のエプロンの打ち替え・車止めの設置などの整備をしています。今年度は、茶花漁港の船揚げ場の段差解消・南中突堤の埋め戻し及び宇勝漁港の船揚げ場の段差解消等を行う予定としています。御指摘の防砂対策壁につきましては、多方面からの検討を行いながら整備を進めてまいりたいと思います。

質問事項3の要旨1についてお答えいたします。

高齢者向けサービスにつきましては、高齢者に社会参加の場を提供し、閉じこもり予防、介護予防及び健康維持・向上を図る活動を推進することを目的とした「ふれあいサロン事業」を地域の公民館等を利用して行っており、集落を単位とした地域老人クラブや実施団体等に事業運営を委託しつつ、連携しながら行っているところです。

自治公民館活動においての高齢者向けサービスの充実につきましては、自治公民館長の御意見等も踏まえた上で、各集落の自主性を尊重しながら、引き続き支援してまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 喜山議員からの質問事項2の要旨1、学校給食センターの建設についての質問にお答えをしたいと思います。

学校給食センターの新築建て替えについては、当初予定していた建設候補地がボーリング調査の結果、地盤がかなり軟弱であり、地盤改良や基礎工法を十分に検討する必要があり費用も多額になることから、建設候補地を白紙に戻しています。

建設候補地につきましては、与論町新学校給食センター建設用地検討委員会から、令和4年3月に町長に答申があり、これを受けて、令和5年1月に第1回与論町立新学校給食センター基本構想策定委員会において、建設候補地の検討結果を報告しています。説明資料の中では、建設候補地の評価と課題が記載されており、経済的負担面の評価項目に、造成工事に多大な工事費が発生しない場所であるという項目がありますが、この部分において検討すべき地質・地盤の確認が十分でなかったと考えられます。

公共施設を建設するためには、建設候補地の選定が最も重要な要件の1つですので、御指摘にある慎重な予備調査を実施した上で、事業計画を進めてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。早速ですね、1番の1について質問しますが、これはやはりこの観光産業発展の取り組みについての中での1、2、3項目していますが、私、この3項目については1番が自然ですよ、自然といってもじゃあ何の自然かということについては、リーフとかイノーあるいは浜、浜につながる背後地、それら4つがセットしたものが今与論の観光における重要な保全すべき自然ではないかと僕は考えて、こういう形で述べたのですが、是非ですね、今景観条例の制定に入っていますが、この中において、田畑町長がこの景観条例についての検討会の中で発言されているのがあるのですが、町長、覚えていますか。どういうことを言われたか覚えていますか。覚えてなければ結構です。これは9月26日、町長が就任早々ですね、検討委員会の中での田畑町長の発言内容ですが、「まだその経過、そのほか詳しい情報を把握していないので、ここでの発言は差し控えたいと思います」という2行の発言をされているのですよ。実際の話、私はこれを見て、はっきりいってがっかりしたのですよ。景観条例をつくるということはどういうことかという基本的な考え方をもって、この会に出席すべきではなかったかなと思いますが、町長も就任早々でいろいろとお忙しくて、なかなか担当課の課長の方からもこの景観条例がどういう具合に詳しく進んでいるかということについては、説明を受けていないと思いますのでこういう発言になったと思いますが、是非しっかりとこの景観条例を、今の町長の答弁にあるように「50年後、100年後を見据えた島民の財産である自然景観を守るために」とありますよね。町長の発言があったので、私はこれに全て凝縮していると思うのです。是非これをぶれることがないように、今後50年、100年後、子供たちのために何を残すか、これをしっかりと捉えてやっていただきたい。この答弁に対してすごく感謝しています。ありがとうございます。

それと、私は37、8年前にも取り上げたのですが、あるホテルの敷地の中に与論町の赤線がありますよね。御存じですか、兼母の方ですけど、ホテルの名前は言えませんが。その赤線というのは、いわゆる公有地で与論町民が兼母海岸を利用できていた道路ですが、それをホテルの敷地の中に取り込んでいるのですよね。そして今はもう閉鎖状態。そのときにそのホテルをつくった最初の創業者の方と直接話をしたのですよ。それができなければ代替措置でも取ってくれよと。ホテルの南側の方に、海岸伝いに飛行場の西側の端の方の土地を随分そのホテル業者が購入し

ているのですよね。そこから兼母の海岸に町民が出入りできるように開放してくださいということをお願いしたのですよ。これはもう37、8年前ですから、今までもう7、8回か、何十回かわかりませんが、オーナーが変わっているわけですよ。そういう約束も反故にされているわけですよね。この件を今の方に申し上げるわけにもいかないしですね、是非、行政として取り組んでいただけないか。それはいかがですか、町長。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） その赤線というのは、当然そこには必ず利用できるわけですよね。例えば公共的な灯台があったら、そこには当然。海岸に行くにも島民としては本来であれば利用できるわけですよね。でも、なかなかどうなのでしょうね。僕もオーナーというか経営者側にその道の開放を要求するというのは、行政として交渉してできるのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長、赤線というのは里道で、結局、昔から町民が利用していた道路なわけですよね。その道路を利用できないように1事業者が塞いだわけですよ。それに対して町長が何もためらう必要はないと思いますが、いかがですか。これは開けて当然のしかるべきのことですよ。だから、町長はそういうものの考えで、ちょっとおぼつかないなと思っているのですけどね。こういう状況を今日まで放置してきているわけですよ。これは、町長が強く申入れして、これを要求すべきではないですかということをお願いしているのですよ。やって当たり前じゃないですか、副町長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

今、喜山議員からの指摘の案件については、その里道についての申請とか解除だというふうに伺いますが、今まで里道については地域の方々が利便性として使っていた道を、新たなところに編入したり購入したりということは、地域の方々の同意、そういうようなことをもって通れることができるとか、買収することができるとかというふうに、地域の住民の総意のもとで決定されるものだというふうに感じています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 何か私が申し上げているのは、昔から慣習的に兼母の浜に町民が、住民が自由に出入りできる道路があったにもかかわらず、その道路をホテルの敷地の中に占有化されている状態は異常な状態ですよ、常識的に。それを何で異常と言わないのですか、おかしいと何で言わないのですか。それができないならば、

こっち側が一步譲ってそこに入出入りするためのそのホテルの敷地、所有地があるから、そこからその浜に出れるような、いつでも誰でも出入りできるような道路を出して当然ではないですか。その土地をホテルは出して当然ではないですかということを行っているのですよ。それを町長が要求して、行政側からしっかりやっていただけないかということですけど、どこかおかしいところがありますか。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

本当に昔通れた道が通れないということは、やはり大変なことです。海浜地というのは、一般町民全ての方々が通れる道だと思います。そういうことで、今海浜地に向かって通れなくなっている案件につきましては、やはりこれから先でもちよつとその事業者の方々とも協議をしながら、通れるような方向でまたお願いというか、議論していく必要があるというふうに考えます。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは町長の権限で十分できる話ですよ。公有財産を勝手に占有しているわけだから。それをきちんとただせばできる話ですよ。この間新聞の資料を出しましたが、印刷して渡されていませんか。先日、富士山が見えないということで国立市のもう完成して分譲する寸前になって、そのマンションを壊すという話が出てきていますよね、住民運動もあって。これは検討委員会の中でも、この案件が例として取り上げられているのですよ。この検討委員会の中にもね、こういうことの事例もあって、なかなか住民運動だけではこういう景観を守るのは難しいというような言い方で言われている中で、この話されていた国立のマンションが完成間近で全部撤去すると。これは非常にタイムリーなニュースが入ってきたので出したのですが。私、住民自治というのは、町長はその住民自治のトップですよ。町民の一人一人の投票で当選されているわけなのですよ、大統領ですね、いわば。いろいろな意味で別の意味では法律よりも強いのですよ、ものの考え方によっては。是非、町長のそういう首長、与論町民のトップとしてのそういうすごい破壊力を持っているのですよ、いろいろな意味でも。創造力も破壊力もある。それを発揮して、こういう案件についてもきちんと対応していただきたい。浜は閉じていなくても浜を私物化して占有化して、浜の背後地にホテルをつくられて、いろいろな個人的な別荘とかをつくられると、そこに行きづらくなります。いやいや、私たちは何もそんなに来るなどは言っていませんよと言うけど、町民は入りづらくなります。結局別の形では排除しかなくなっておりません。こういう形をどうして防ぐことができるか。背後地にそういう施設をつくるんだったら、いわゆる波打ち際から10メートル、20メートルセットバックして施設はつくりなさいよとか、法律ではできる

よと言っても法律の話をしているのではないですよ。私、与論島町民が100年後にもきちんと子供たちにいい景観、いい財産を残すためにはこうしてくださいと、町長ががちと言えればいいわけですよ。町長はその権力が僕はあると思いますよ。是非、そういう意味で頑張ってくださいたい。よろしくお願いします。

2番、3番は、こういう町民の本当にさまざまな意味での与論の文化とかそういうもののおかげで今日まで来て、与論島に大きなホテルがあったからとかいいホテルができるから、外資が来なくてはできないという話ではないと思っているのですよ。何もない島があれだけの観光客を呼びつけて、あれだけ発展したのですよ。今、まさにそういうハードの時代ではなくて、ソフトの時代とも言われているわけですので、それを与論島は先取りしていたわけですよ、ある意味では、与論の観光のあり方は。是非これを守って発展させるようにしていただきたい。教育長、何かこれに意見はありませんか、もしよろしければ。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） おっしゃるとおり、私は与論の良さは3つ上げろといたら3番目が海、そして2番目が星、そして1番目が人だと思っているところですが、こういう人の良さを大事にしながら、それをまた観光に活かしていくところも必要になっていくと思いますので、そのためには今ここに住んでいる島の人たちの意見をしっかりと尊重して、島の我々が生きやすい島づくりをしていくことが大事かなと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。それから先日、6月15日にこの公民館で土地あさりについていろいろ講演がありましたけど、この中で、外資における土地買収問題ということであったのですが、いろいろな外資は外資でも、やはりそういう安保問題に関するような極めてデリケートな問題が含まれているわけなのですが、やはりこれについても外資にもいろいろあって、与論町の土地の買いあさり、そういうものもいろいろ横行していますよね。それに関して、町長がきちんとした姿勢がなくてはいけないのではないかと。話を聞くと、役場職員がそういう業者と一緒にあって、土地を探していた話があったよとかみたいな話があったのですが、こういうことがないように、是非きちんと指導とかその辺のけじめがあるようにしなくてはいけないのですが、そのことについてはどうですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 私は、そのヒラノ先生の講演を直に聞くことはできなかったのですが、それ以前に来訪する前に町長室でそういう講演をしたいという旨で話をお伺いしました。どういう形で周りの与論のいわゆる海岸べり問わず、何か島の土地

がもしかしたら、いわゆる外資、それも国が違うところを買われている。実際には伊是名島の離れた島ですかね、1回ニュースになりましたが、そういうことで関係機関というかいわゆる耕地課、産業課、建設課ともあれしながら、いろいろまた個人情報とかそういうところもありますので、ヒラノ先生からはどういう対策が取れているというのは、また今後御指摘をいただければそういう検討をして、そういう参入がないように、やはり未然防止ができる対策は講じてまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。こういう問題のとおり土地の買いあさりがあると、やはり島の乱開発にもつながるわけですよ。是非、こういう視点からもきちんと監視をして、きちんと与論の方向性、土地の状況を把握しながら頑張ってくださいと思います。

それから、町長にお願いしたいのですが、合同墓地の件で奉行墓の件ですよ。御存じと思いますが、町長はこの奉行墓の現場を視察されましたか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 当時、町民生活課長だった今総務企画課長になっている龍野課長と、あと教育長、副町長の三役で視察しています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これを視察して、町長はどのような印象をお持ちですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） まだ私も詳しくは知りませんが、何か江戸時代のお墓だということ聞いていて、今、教育委員会の文化担当の南君に調査していただいて、貴重なものだとは思って認識しています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私もですね、2011年度にその辺いろいろなものを調査しているときに、たまたまその写真を撮ったのですが、その後、全体像がわからなかったのですが、この間総務企画課の方でそれを伐採されて、それを見てきたのですが、おっしゃるように、これは江戸時代から明治にかけてのいわゆる役人とか薩摩関係なんかのお墓だという話も聞いていますので、ある意味この与論観光の1つの文化遺産として観光資産として、1つのコンテンツですよ。そういうものの形で保存して、そういうのに役立つべきではないかと思うのですよ。それと、次の項目にも関わりますが茶花の図書館の近くにある赤佐公園ですね。あそこをつぶして住宅建設計画がありますよね。茶花のまちにも、もちろんああいう公園はあそこ1カ所だけですよ。まちの真ん中に小さな形で独立して気楽に行ける公園という

のは、あそこしかないわけなのです。そしてあの公園が御存じかわかりませんが、結局戦後のアメリカの統治下の中におけるいわゆる裁判所があった場所なのですよね。結局、アメリカというのは各地区に裁判所を置いて、その地区を判事が回って裁判を行っていた。でも日本の場合は、名瀬に裁判所、徳之島にあって、こっちにお前ら来いというような感じで呼びつけしていたわけですよね。アメリカの裁判制度の中で、向こうはそういう意味でのある意味歴史的にも価値のある場所なのですよね。ただ、さっきの観光産業発展の取り組みの一環として、例えばインジャゴーのこともですね、そういうさまざまな歴史的遺物がいっぱいあるのに、そこを通ってもその説明文も、歴史的背景のことの説明の碑もない。そういうところでもっと優しい、丁寧な環境産業のプレゼンテーションがもっとあってしかるべきだと。そのコンテンツをなくすことがないようにやっていただきたいというふうに思いますので、是非、それを町長に要望しておきます。この奉行墓の保全については、保全されるのか、今計画している共同墓地の建設場所を新たにほかのところに検討するのか、検討してもらえるのかどうか。それをお伺いしたいのですが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） お答えいたします。

今の計画段階といたしましては、その墓が出てきたのですが保存するという形で、また共同墓地はその場所で予定地を変えないで1つのシンボルになれば、そういう言い方するとあれですが、それこそ共同で共同墓地がその敷地内でできないかというところで進めているところです。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私は、もし町長が英断していただければ、敷地のあり方とか設備のあり方、予算のあり方についても、もう少し話が動いていますが、是非検討されることを要望して次に移ります。

次に、さっき給食センターのトン挫していることと茶花漁港の防砂流入壁建設について、一緒に私がお聞きしたいのは、こういう計画をされるときの綿密な調査がずぼらな調査ですよね、私に言わせたら。もっと広範囲なものの調査の仕方をしないと予算の無駄ではないですか。この給食センターをここまで持ってくるまで、どれだけの費用がかかっていますか。教育長、計算したことがありますか。なければいけないで結構です。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありません。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） もうここまで検討委員会も何回も開いて、土地の選択とかいろいろな形でものすごい時間もかけているわけですよ。これが土地の問題で一夜にして崩れかかる。私たちのほかの人たちの知っている人たちから見れば、あそこはもう10メートル、20メートル近く埋め立てているということはよく知っているわけですよ。だから、こういう検討委員会のメンバーの選定の仕方にも問題がないかと。そして調査する調査のトップの方が、さまざまなどというリスクがないかということの検討がされていない。この防砂堤もそうですよ。これについては資料で説明しますが、よろしいですか。商工観光課長にお尋ねしますが、この防砂堤をつくるときにどのようなコンセンサスを取られましたか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

一応、漁協側さんの方からの要望で、南堤防に泊められている漁船の方に、茶花海岸の方から砂が飛んできて、いくら閉めても閉めても機関の方に入るということで、前々から要望を受けていまして、そちらの方に今コンクリートにするかフェンスにするかという漁協側ともいろいろな話し合いを行いました。フェンスにするとどうしても老朽化で台風のときに飛散して、漁船等に当たってまたそういう二次災害が起きるのではないかとということで、一応コンクリートということで計画は進めています。また今度は皆田海岸の計画する業者がいらっしゃるので、その辺の専門家とちょっと打ち合わせをしながら、今後の整備の方法を考えてまいりたいなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 課長のところと町長のところに、この私のつくった資料は渡っていますよね。これの最後の5ページのところに、茶花漁港・北側防波堤の天端の標高が6.5メートルですよ。そして漁港の中突堤の標高が3メートル、漁港南防波堤の天端の標高が4.5メートル、県道の漁協前の標高が5メートルから6メートル、そして墓下の県道の標高が2メートル、これがどういう意味をしているかということなのです。以前、この資料の前に平成12年度の台風災害があったときの写真を載せていますよね。これはその北側の防波堤をかさ上げする前の被害なのです。そのときにこの波が今の漁協の魚市場がありますよね。あの競り市場より約1メートル近く海水が向こうまで来ているのです。ということは、今、議員の吉田さんが寿司屋をしています、寿司屋をされているあの石垣の天端上付近まで海水が来ているのです。これを見ると、このときの高さが以前の防波堤の天端とほぼ同じ高さなのです。ということは、これだけ茶花の北側の防波堤がそれよりさらに増嵩、上げてあるのです。茶花の漁港内に打ち込んできた波が逃げ口がな

いものだから、今度はもっと陸側に押し寄せる危険性、リスクがあるなという意味なのですが、極めて今の状況でも、いわゆる海岸通りはもう冠水する恐れがあるのではないかということで、私は心配してこれを言っているわけなのです。そして、その南側にまたさらに堰をつくると、向こうに飛び込んできた海水が南側の方に逃げられないのですよね。そういうことを考えて、この事業はやめたほうがいいのではないですかということで言っているわけなのです。これについては、どうしてお考えですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、建設課ともあれして、あれは逃げられないのではなくて、逃げられるような波が避けられるように、ちょっと課長の方から説明しますのよろしくをお願いします。

○議長（沖野一雄君） 昼食時間に入りますが、皆さんこのまま続けて、あと20分残りなのですが。会議をそのまま続けることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

それではこのまま続けたいと思います。

裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答え申し上げます。

全体的に上げるのではなくて、高さとして大体1.5メートルぐらいを想定しています。全体的に防波堤として上げるのではなくて、引き状態で上げて、砂が来ないような感じで、漁協側からまた茶花海岸側に下りられるように、通路ができるように、ちょっとこういうりゃんこりゃんこで大体40メートルぐらいを想定して、南堤防全体を全部それで覆うのではなくて、砂だけが止められるというぐらいのところまで整備していこうかなとは考えておりましたが、また喜山議員の御指摘がありましたので、またその辺はちゃんとした専門家ともう一回話し合いをしながら検討をしてみたいなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 是非、慎重な取り組みをお願いします。それからこの写真の中に、茶花の墓下の海岸が砂で埋もれている写真を載せたのですが、当時の被害なのですけどね。私はこれは逆に港が、この海岸道路が低かったおかげで波とか砂とかが打ち返したおかげで、そこでエネルギー吸収ができてしまって、ほかのところに被害が、これのおかげで緩衝材としての役目を果たしているんだと。だから、今の道路側の墓下の、結局、海側の土手が今は30センチぐらいですけど、それのかさ上げをしないように一定の湾内でのいわゆる越波とか波とかの緩衝帯をつくって、

そこでエネルギーを吸収して、ほかに被害が出ないような工夫を是非やっていただきたいと。また、今課長からも言われているように、いわゆる互い違いみたいな形でやるとおっしゃっても、やはり私にすれば非常に懸念の材料ですよ。是非、この辺を慎重に取り扱っていただきたいと、是非よろしくお願いします。これについて、副町長、あなたのお考えをお聞きします。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） ありがとうございます。この防波堤については、私も建設課時代からいろいろ要望もありまして、一旦、その堤防の近くに植栽という形で前は進めてまいりました。おかげさまで、今ある程度の飛散というのは防がれてはいます。ただ、まだまだ海側の方にもっと植栽をしてやった方がいいのではないかとという意見もございました。しかし、今現状の段階ではもうあれが植栽としての形としてはぎりぎりだと思います。また、考えてみますと、やはり漁協の方もたくさん投資をかけて、その1隻の漁船が何千万という財産がその季節風とかそういうことによって中のエンジンがやられたり、周囲の方々のいろいろな漁船の操業の人たちも非常に支障を来している。そしてまたその海底にも砂が溜まって、浚渫も必要になってまいります。非常にコンクリートの擁壁というのは重要性も考えられますし、今後建設課長が申し上げたとおり、いろいろな形でまた調査をしながら、前向きにまた進められていければというふうに考えているところです。よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） あそこのいわゆる下ですか、漁港が波で持っていかれるわけですね。そのために向こうで植栽されていまして、すごくいいことしているなどと思って見ていたのですよ。今、副町長がおっしゃっていましたが、私にすればあの植栽自体をもっと海岸に広げてもいいのではないかと、内側を防波堤にくっつけてですね、新たに植栽帯をつくってもいいのではないかと私は考えます。是非、今おっしゃっていますが、私も2、3日に1回は私の自転車のサイクリングコースのようなもので、漁民の方といろいろ話しているのですよ。漁民の方にもこのことを全部話しています。このぐらいならいいよねと、ここに余計にそういうのをつくったら大変になるよねと、そういう方もいらっしゃるわけですよ。一部の陳情者とか一部の方々だけの意見を取り上げて、はい、そうですかという形で事業を進めていただきたくない。だからどういう形でコンセンサスを取られましたかと聞いているのです。その漁港は、漁船だけでなく周りの地域住民の方も守らないといけませんでしょう。そういう意味では、ある意味やはりちょっと問題がありますよね。これをするによって地域にどういう影響があるかということも考えて進めるべき

であって、1つの物事だけで事業を進めるというのがかなり問題ですよ。だから是非この茶花湾とか茶花海岸とかのこの辺の事業においては、その周辺の方々からも意見を取り入れてやるようにしてください。私はこの資料を海岸の方々は今から配布しますけどね、こういうことで質問しましたよと。だから、是非こういう形を今後、新しい町長ですよ、田畑町長は今後9月に来てね。あなたにあれだけ票が入ったということは、町民の意見をもっと聞いてくれるだろうという期待があったのですよ。是非、そのことを忘れないで取り組んでいただきたい。お願いします。

次に移ります。これは公民館活動の件なのですが、町ではいろいろ事業をされていますが、私は町の事業は何をしているということを知りたい。これをやっているのではなくて、町民から字民の方からお金をいただいて、公民館を運営しているわけですよ。だから、その中で結局高齢化という中で、高齢者の方々にもっと寄り添うことはないかと。総会を開いてもほとんどいらっしやらないわけですよ。茶花でも5、60人が関の山で。だからそれと福祉の方、健康長寿課の方でも思われると思うのですが、いざ自分が突然体が動かなくなったとか、何かおかしくなったというのは、ある日突然来るようなことも結構多いわけですよ、予兆がなくて。そのときにその人ってじたばたするのですよ。そのときに困らないためにも、健康なときから地域の皆さんとのつながりがあるような、そういうおもしろいものを字の方がもっと中心に、その辺頑張ってもらえないかという形で公民館と連携してもらえないかなという意味なのですが、これについて町民生活課長、どういう意見かあったら、それから健康長寿課長も、両方お二人から意見をちょっと伺いたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） お答えいたします。

高齢者向けのサービスにつきましては、喜山議員からのお話もありましたとおり、いろいろサービスを実施しているところですが、今、ここに書いてあるのはふれあいサロンを中心として、自治公民館の老人クラブが主に今活動をしていらっしやいます。自治公民館活動といいますと、またちょっとそれとは少し違うのかなというふうに考えますが、また、やはり定例会等ありますので、館長の御意見等を伺いながら引き続き進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） 山下町民生活課長。

○町民生活課長（山下高明君） お答えします。

現在の公民館自体も空いている時間はやはり空いていますので、私の立場からしますと、やはり子供たちへの活用の推進ですね、そちらの方を検討してまいりたいと思います。特に、こども園の皆さんとかがお遊戯とかの練習とかをするときに、

遠足の一環とかで途中公民館に立ち寄ったりとか、そこで何かみんなで活用したりとか、そういったことに今後また十分使っていけるのではないかと思いますので、子供たちへの積極的な活用も含めて、今後各公民館長とかと連携していけたらと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。今言われたいわゆる子供たち。老人クラブとかお年寄りたちだけの集まりではなくて、もう誰もがいつでも参加できるみたいな形の場がないのですよね。どちらかといったらテリトリーを分けた形。例えば、週に1回の日曜日とかに、あそこに行ったらおにぎりが食べられるよと、そして子供でもそこら辺りの人は誰でも行って、おにぎりぐらい食べられるよみたいな、そういう感じのゆいとうばじゃないんだけど、そういうもっとリラックスした形でみんなが寄り集まれるような餌を撒けという意味ではないのですが、そういうような形の自治公民館活動もあっておもしろいのではないかなという感じはするわけなのです。そこで、例えば町内の何か所かの集落に対して、それみたいな形でその字民だったら、誰でも日曜はちょっと1時間暇があったらおにぎりでも食べに行こうやみたいな感じで行けるような、そういうようなモデル事業みたいなとかね、何かやっていただけないかなと。どちらかと言ったらもうお年寄りとかそういう枠を取っ払って、もっとリラックスして30分でもちょっと遊びにという感じで行けるような、いわゆる公民館活動といったらちょっとおかしいのかもしれないですが、自治活動ですよ。そういう別の形の事業を考えていただけないか。それを要望したいのですが、いかがですか町長。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 大変貴重な御意見だと思っています。私もまた方言を残す、子供たちが実用語で残すには、やはり子供たちだけでは方言はわからないので、例えばちゃんと方言しか使えないといったらおかしいでしょうが、お年寄り、孫と遊ぶみたいな感じで、このふれあいサロン事業は公民館活動とはまた一線を介したあれでしょうけど、場所としてはほとんど公民館を使っているような感じになっていますので、そこは各自治館長等の御負担とかいろいろ御意見をお伺いしながら、できればそういう形で持っていければ、私としても支援してまいりたいと思っています。いろいろ子供の拠りどころは、ここであれですけど第三の居場所とかいろいろ考えてはいるのですが、自助、共助の部分ではそうやって公民館長さんが率先してこういう子供たちを受け入れたり、そういう健康的なことで健康予防でも、もう本当に生き生きとした老人活動ができればと思っています。またあわせて、事業としてまたできるのであれば支援してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 非常にありがとうございます。昔、もう年寄りだからこんなことを言っはなんだけど、健常者とか障害者とか、年寄りだ、子供だという壁が昔はなかったですよ、何をするときでも。もう敬老会だろうが、何だろうが、もうそういう催し物があつたときには、みんながわいわい騒ぐ感じで。今は逆に世代間断絶したり、医療でも同じですよ、内科、外科、何科、何科とってみんなもう人間の体を分断した診察を行つていますが、ちょっと話が。それと同じように、そうではなくて、そして自分が来たいときに5分でも、10分でも遊びに来ればいいのかと。そしておにぎりを焚く番を週に1回、その字で交代で、今週あなた見てくれないか、来週あなた見てくれないかみたいなのでいいと思うのですよ。そういう形はその字の中でもできると思います。それはある意味、行政側から一定の形の指導もして、協力していただければよろしいのではないかと思いますので、是非これを前向きに御検討をお願いしたい。

以上、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。昼食時間を取りたいと思います。午後は1時30分から会議を再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時20分

再開 午後1時28分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、林敏治君の発言を許します。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、令和6年第2回議会定例会の質問をいたします。

1 子育て支援の整備について

(1) 本町における少子化、子育て支援に関する施策の検討及び推進を担う「こども未来推進室」や、子どもが安心して過ごせる居場所づくりとして「子ども第三の居場所」等の整備、妊産婦、子育て世帯が、気軽に相談できる「子ども家庭センター」の設置などについて今後どのように推進していく考えか。

2 福祉環境の充実について

(1) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業の実施やすべての地域住民を対象とする包括的支援体制の整備を行っていく重層的支援整備事業に

ついて、どのように取り組んでいく考えか。

3 県営畑地総合整備事業第3那間地区について

- (1) 令和6年度県営畑地総合整備事業第3那間地区について今年度実施計画を行い、令和8年度から工事着手を計画しているが、地権者及び耕作者のニーズに応えられるよう整備をしていく必要があると考えるが、今後どのように推進していく考えか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいま林敏治議員から質問事項がありました1の要旨1について答弁いたします。

今年度、総務企画課内に設置しました「こども未来推進室」は、総務企画課から室長ほか2人、町民生活課、健康長寿課、保健センターから各1人の計6人を中心に、現在、関係各課の子育て支援施策に加え、子育て支援策のニーズ調査や既存施策のわかりやすい情報提供の検討などを進めています。

また、困難を抱える子供の居場所や保護者や家庭支援の場所として期待される「子ども第三の居場所」の整備については、関係課や民間の子育て支援グループなどと協議を重ね、B&G財団からの助成事業を活用し、総合グラウンドの管理棟を改修し整備することとしています。運営につきましては、外部団体へ委託する方向も考えており、施設の多機能化を図ってまいりたいと思います。

「こども家庭センター」については、こども家庭庁から各自治体になるべく早期に設置するよう求められています。業務内容としましては、保健師等が中心となっていく母子保健機能に係る業務と、こども家庭支援員等が中心となっていく児童福祉機能に係る業務を一体的に行うことが求められています。今後、組織再編も含めて総合的に検討してまいります。

質問事項の2の要旨1についてお答えいたします。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業の実施に関しましては、今年度策定しました与論町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づいて、疾病予防や重症化予防、要介護者等が自分らしく自立した日常生活を送ることができるよう関係機関と連携を図りながら推進してまいります。

また、重層的支援体制整備事業業につきましては、現在、分野ごとに行われている介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等の相談支援事業を一体的に行う事業であり、分野を超えた連携体制の検討や整備が必要となります。

この事業は、市町村の申請による任意事業となっています。令和5年10月時点では、今年度実施予定の自治体は、鹿児島県内で5つとなっています。今後、国や県の動向を注視しながら、本町にあった体制を検討してまいります。

質問事項3の要旨1についてお答えいたします。

第三那間地区は、土地の有効活用や農作業の効率化・機械化などによる生産性向上や用水確保による経営安定化などの将来の地域農業を担う農業者の育成・支援を目的に、地権者及び耕作者の申請により、推進委員や地権者の方々の御協力をいただき、国庫補助事業として、今年度採択されています。

実施内容は、34ヘクタールの農地に区画整理と畑地かんがいを計画しています。

今月開催されます推進委員会を皮切りに、夏頃に今後のスケジュール等に関する地元説明会を行い、地権者の御意見を踏まえた上で、工事施工同意を取りまとめ、区画整理の配分計画、換地計画原案作成、工事实施設計を行い、工事を進めていく予定となっています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、まず1点目の追加質問をさせていただきます。子育て支援の整備及び福祉環境の充実については、令和6年度の施政方針の中で、重点政策として子育て支援対策及び健康づくり推進について述べておられましたので、これを取り上げて質問をさせていただきます。まず、子育て支援の整備については、現在、こども未来推進室を総務企画課、町民生活課、健康長寿課に配置しているということですが、これについては町民のニーズや意見を幅広く収集して、子育て支援の情報提供の充実を図るということだと考えていますが、これについて具体的にどういうことから配置をして、どういう業務を行っているのか。そのあたりをお伺いしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 私の施政方針というか、町長になった1つの公約として、与論で生まれて高校を卒業するまで18年間、どういった子育てができるのか。また、島だちさせるまでの支援としてどういったのがあるか。いきなりその課を設けてこども推進未来課みたいなものは早急にできないので、一応、対策室を設けて、先ほどおっしゃいましたどのような需要とか、いろいろこう情報をまず集めて、そういうところで手厚くそういうできる施策がないかというところで、総務企画課にそういう対策室を設けていただきました。また、いろいろ学校に行けなかったりとか、生活困窮ではないのですが、またそういう拠りどころの場所として、いわゆる子ども第三の居場所を説明でもありましたが、総合グラウンド前の管理棟を改修して、そこにB&G財団の3カ年間の御支援をいただくと総額9000万円近い御支援がいただける、最初建物に関しては5000万円の支援がいただけるというところで、その第三の居場所を申請して進めているところです。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ただいまの第三の居場所については、後で質問しようと思ったのですが、わかりました。このこども未来推進室というのは、総務企画課、町民生活課、健康長寿課ということで、この3課に分けて配置をしていると。こういうことはやはり一般の町民の方から幅広く情報を得るために、恐らく配置をしたと思うのですが、これはその業務内容はまだ私にははっきりわかりませんが、その業務内容と、できればこれを一括にまとめて担当者を置いたほうがいいのではないかなと思うのですが、そのあたりはいかがですか。その業務内容もひとつ説明してください。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

こども未来推進室は、各課に分かれて配置をしています。それは兼務という形になっておりまして、通常の業務もしながらこのこども未来推進室も兼務しているという形で、室長を総務企画課に置いています。こども未来推進室の設置要綱も定めまして、どういった業務をしていくかということなのですが、少子化・子育て支援施策の総合調整に関することをしていきます。それは、各課に健康長寿であったり、町民生活課であったり、保健センターであったり、いろいろな各課がやっています子育て支援の関係を総合調整していくということ。それから、子ども第三の居場所の開設に関すること。これは開設までということにしています。それから、少子化施策の情報提供の充実に関すること。そして第4点目が、その充実に関してその他必要な事項ということにしています。総務企画課に室長を置いていますので、これまで月1回会をもちまして、いろいろ情報共有をしながらしているのですが、当面は本年の早い段階でアンケートでニーズ調査をしまして、実際子育て世代の人たちが、どういったニーズを今お持ちなのかというニーズ調査をしていくことをまずやっています。それから、各課でいろいろたくさんしています現在の子育て支援施策をまた集めまして、それをもっとわかりやすいように町民の皆さんに情報提供をしようということで、そのわかりやすい情報提供の工夫を今検討しているところです。あと第三の居場所についても、建設場所を決定しまして、これからまた今年度9月予算になります実施設計を計上しまして、また進めていこうということに進めているところです。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） わかりましたが、なかなか納得は私はできませんが、このこども未来推進室というのは、結局今まではもちろん、これに近いような情報というのは各課でいろいろ情報は聞いていると思うんですね。あえてこれをわざわざつくったということは、やはり何かの意味があるのではないかと考えてですね。しかも3課に分けて、幅広く町民の意見を聞くということだろうとは思っているのですが、で

できれば専門的な分野の方々もお願いをして、ひとまとめにやっていただければなどということも考えたわけです。そういういろいろな皆さん方の計画、いろいろな情報を得るために分散したのではないのかなど、私自身そう思っています。それと第三の居場所というのは、この中身が私はまだはっきりわかりません。なぜこの総合グラウンドの管理棟を改修して、整備をするということになっていますが、私は初めて聞きますが、これは誰を対象に、どういう子育ての支援グループなのか、またどういった事業をするのか、その中身をちょっと説明してもらえますか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

まずその管理棟の場所ということなのですが、そのB&G財団から5000万円の助成が来るということがあって、与論町としては第三の居場所をこれ以上施設を新設してということも、やはり考えないといけない。できれば今使っていない施設を再利用という形でできたら、それが一番いいということでありました。そして、管理棟も現在のところ利用頻度も非常に少なく、そういう状況ですので、そこをまた価値を上げる形で第三の居場所として活用すると。もちろん管理棟機能も残しながらしていくわけなのですが、その十分なまたスペース、それから場所的にも総合グラウンドも近い、それからプールもある、体育館もあるということで、非常に環境的には駐車場もあるということで、非常にあそこを改修して施設の価値を上げるということではないのではないかとということで、その先日もいろいろな子育ての地域団体の方々を含めて検討して、向こうが適地ということで向こうに決定して進めることとしています。それから、第三の居場所がどういった性質かということなのですが、経済的な状況とか家庭環境にいろいろ課題を抱えるお子さんとか、それから発達に特性のある子供たち、それから学校にちょっとなじめないような子供たち、不登校とかそういったところ、それから学習上のつまずきとかそういった困難を抱える子供、そういった子供などをここの施設で第三の居場所として設けて、そこに通っていただいてそこで食事提供をしたり、いろいろな生活面での支援をしたりですね。それから学習支援をしたりとか、いろいろな体験活動をしたりということで、その子供たちがそこでエネルギーを蓄えて、また学校に通ったり、自分がやりたいことを見つけたりとかいうようなところの施設ということで、第三の居場所というふうになっています。またこれは、B&G財団のその最低限の要件ということがそういったことなのですが、それ以上にいろいろな機能を付け加えて、例えば親が子供をちょっと一時預けて、ちょっと買い物したりとか休みたいとか、そういった一時預かりだとか、それからまた病気の子供を仕事をしないといけないということで一日ちょっと預かったりとか、そういったいろいろな機能をこの第三の居

場所に付加して、非常に皆さんの役に立つ場所として今後活用していけたらなというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） いろいろ具体的な内容を説明していただきましたが、これは例えば困難を抱える子供あるいは保護者、またさっき言ったいろいろな子供たちが対象だということですが、これは今与論に何人ぐらいの方々が対象なのか。また、どういう方々がこれに従事して、その子供たちとかいろいろな方々を面倒見るのか。そのあたりもまた説明をお願いできますか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

対象となる子供たちは、正確な人数はなかなか把握できないのですが、一応今児童発達支援センターに通っている、ほのぼのに通っていらっしゃる登録人数としては30人ぐらいの子供たちが登録しています。それは主に発達障害とか身体的障害とかいろいろあるのですが、その子供たちでその人数、それから学校で特別支援を受けている子供たちだとか、また中にはちょっと不登校の子供たちも少しいらっしゃるということで、そういった子供たちを対象にすれば、かなりの子供たちが第三の居場所の利用をしていただいて、少しでも生活にプラスになるようなところになればというふうに考えておきまして、その子供たちの送迎もする計画になっておきまして、学校とか家庭とかそういったところに送迎をしながら、そこにまた来ていただいて一緒にまた見ながらということを考えています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 手厚い支援だと思いますが、それに従事する方々、そこで頑張っていく方々はどのような方々がそちらで新たに募集するのか、また今のどこかの施設からお願いをするのか、そのあたりはどうですか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） その運営につきましては、非常にまたこれからのみんなが集まっているいろいろな運営形態とかを検討していくところですが、この施設としては町が設置する施設なので、町の直営というのが基本的なところですが、運営につきましては業務委託も可能ということになっています。役場職員も限りがありますので、できれば運営委託をしてやっていきたいというように考えていますが、なかなか預けたいという人たちは多いのですが、それを預かって見てくれる方々が、なかなか担い手が少ないというのが非常に本町の課題ではあります。例えばこども園とかを退職された方々とか、それからいろいろ子ども食堂であったりとか、それから今いろいろな子育て支援団体とかそういった方々がいらっしゃいますので、そ

ういった方々を中心にまた団体を設立するとか、既存のまたB&G財団スポーツクラブだとか、そういった団体とも連携をしながら、いろいろ新たな運営団体をちょっと検討してまいりたいなというように考えています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 将来的には委託管理をするということになると思いますが、とにかく5000万円ですね、これは補助金をもらうわけですから、この施設をやはり有効活用していかないと私はいけないと思いますので、これは是非とも前向きに、ひとつ進めていただきたいと思います。町長、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員のおっしゃるとおり、前向きに検討して必ず実現してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 次に、この子ども家庭センターについては、今からだということ聞いていますが、これは子ども家庭支援員等が中心となっていく児童福祉機能に係る業務ということになっていきますが、この辺をもう少し具体的に説明をお願いしますか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えします。

子ども家庭センターは、これまで保健センターに子育て世代包括支援センターという看板を掲げておりましたが、そのもう一步、国の方で設置するよというふうになっておりました子育て家庭総合支援拠点というものがありますが、これは今のところ与論町はまだ設置されていないのですが、この子育て家庭総合支援拠点と今現在あります子育て世代包括支援センターというのを統合して、この子ども家庭センターというものにして充実強化するよという国の方針のもとに、なるべく早期に自治体の方でもこの子ども家庭センターをつくるよということですが、保健師業務と児童福祉の関係の業務と相談業務を一体的にしていくよということで、そのなるべく妊産婦、子育て世帯、子供そういったものへのサービスを充実させていこうよということですが、今のところ、保健センターの方に充実強化として子ども家庭センターというのを設置することをこれから検討していくよということですが、これはまたいろいろな福祉関係も保健センターの子ども家庭センターの方に持っていくよといけないよということで、今後またいろいろな組織改革も含めながら、総合的にこれは検討していく必要があるのかなよというように考えています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 現在、保健センターに設置されている子育て世代包括支援セン

ターをステップアップして、妊産婦、子育て世帯、子供が気軽に相談できる子育て世代の身近な相談機関となる子ども家庭センターということですので、これは恐らく、今の保健センターにそのまま名前を変えて設置をしていくということですよ。業務内容は、もちろんこれはこれ以上にまたいろいろ検討しないといけないと思いますが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 保健センターの名前を変えてそのまま設置していくということではなくて、保健センターは保健センターとしてありますので、そこも含めながら保健センターもあり、そしてその子ども家庭センターというものを保健センターの施設の中に業務として含めていくということなので、保健センターにいる中身としては非常に充実しないとこれはとてもできない、現行の体制ではできないことなので、保健センターの施設の中に、児童福祉関係も入れ込んでということを検討していかないといけないかなというふうに思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） はい、わかりました。それでは、充実した整備をしていただきたいと思います。

それから福祉環境の充実についてですが、この福祉については高齢者を対象としていますが、この重層的支援体制整備事業、これが私は中身があまり、なかなかわからないということもありまして質問したわけなのですが、これについては、今後また検討してまいりますというふうになっているのですが、これは誰か具体的な内容がわかる方がいらっしゃれば、課長ひとつよろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） お答えします。

重層的支援体制整備事業についてなのですが、今まで相談支援を各分野、介護だったり、障害だったり、窓口が全部分かれていて、そこを一体的に一緒に、誰も取りこぼすことなく相談していこうということになっています。この中で生活困窮者の方は、社協さんにあったり、ちょっと外部の方にあたりするので、そこでの連携が必要になってくるかなというふうに考えています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今、重層的支援体制というのが、一括して介護、障害、子ども・子育て、生活困難等の相談支援事業を一体化ということで業務を行うということであるようですが、これについても従事する職員の方々はそのままなのか、あるいはまたそうした専門の方々を配置するのか、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） いろいろ市町村によってやり方が違ってきまして、ワンストップ的に総合窓口をつくる市町村もありますが、各市町村の実情にあわせてということで、今までの体制プラスその横の連携を取りながら、連絡体制を取っていくというシステムづくりをしていくという形もあるというふうに聞いています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 職員からすると、業務が相当増えるのではないかと考えています。そういったことも含めまして、やはりその従事する職員に対するまた指導を徹底的にやっていただきたいと思います。いかがですか町長、これについてはどうお考えですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、担当の課長からもありましたが、やはり多様化していろいろな煩雑な問題点が重なったときに、やはり横の連携を取りながらまとめて窓口が一本化したほうがいいということなので、前向きに検討してこの事業を進めてまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） これから検討して整備していくということですから、今後やはり町長の強いリーダーシップをいかんなく発揮されまして、ひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

3番目にいきますが、県営畑地総合整備事業第3那間地区については、これまで住民の意見を聞きながらいろいろと推進していると思っています。今後要望に応えられるような十分な説明を行って、納得できるよう整備をしていただきたいということで私は質問をさせていただいています。この那間地区につきましては、これは那間集落そしてまた古里集落が入っています。そういうこともありまして、いろいろと何か前回聞くところによりますと、第1回目は意見交換会ということで執り行ったということを聞いています。その中身を聞きますと、やはりいろいろな地権者や耕作者の方々から要望があったということも聞いています。特に、浸透池が何か10カ所か12カ所ぐらいに計画されているようです。もちろんため池がなければこれは浸透池もできませんが、ため池を同意する方々は恐らくこれはため池の地権者、耕作者から今から同意書をもらうということであるようですので、納得はさせていると思います。ところがこの浸透池ですね、これだけの10カ所か12カ所の浸透池というのをつくらなければいけないということも聞いていますが、この浸透池についての考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） ありがとうございます。この区画整理を事業で行うに当

たつては、皆様の受益者の方々から今までなかった排水路であったり、道路であったり、そして今御指摘のあった浸透池などを皆さんから全員あわせて出し合っているということ、ということで事業を進めさせていただいているところで、今、持っている面積なので、畑の面積がちょっとその分少なく配分されていくような形になって、受益者皆さんでつくっていくというようなものでこの浸透池も設置させていただいて、海への排水であったりとかというのを、なるべく流さないような形で作らせていただいているところです。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 34ヘクタールの農地に大体10カ所ぐらいは浸透池をつくるということです。それでまた総事業費ということをちょっと資料を取り寄せたのですが、21億2000万という大きな事業です。そういうこともありまして、相当な面積であり、また相当な補助金も、大体町の手出しが10%ぐらいですから、やはり補助金を使ってやるわけですから、地権者のそういった方々の要望に応えるべく、ひとつ今後整備をしていただきたいということです。それについて、町長はどういう感覚でいらっしゃいますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の今の質問にお答えいたします。

私も農業分野でまだ専門的に答える状況ではありませんが、私はやはり一次産業の畜産にしろ、さとうきびにしろ、やはり与論の経済の一番支えるところでは、もうさとうきびは当然なくしてはいけないし、また沖永良部とか喜界島みたいに地下ダムができるという地質にないので、やはりさっき言った浸透池とかため池とかというのは、要するに水の管理においては大変重要ではないかなと思っています。また、整備ができたときには、さとうきびの増産とかそういうトン数の売上げにまた寄与すると思いますので、またこの事業はしっかりと進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ありがとうございます。浸透池も問題ですが、できれば取り付け道路あるいはまた側溝、それからのり面の問題、いろいろありますので、是非やはり地権者、耕作者の要望に沿った意見を聞いていただいて、今後ひとつ計画を計画どおりに進めていただきたい。今考えますと、私はちょっと遅れているのではないかと思います、4月中か5月中には住民説明会があるというふうに聞いておりましたが、ちょっと延びているのではないかと思います、この計画どおりに進めていただきたいと思います。それで、令和8年から工事の着手があるということを知っていますが、これは総体的にこの工事の期間はいつからいつまでですか。

○議長（沖野一雄君） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） 区画整理の工事は令和8年から12年までの5カ年の計画で、畑地かんがい工事が令和11年から14年の4カ年の計画で今計画しているところです。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） わかりました。とにかく計画どおり、遅れないようにひとつ進めていただきたいという要望です。とにかく期限が早めに終わるようにという耕作者からの要望もありますので、是非ひとつ、今後とも早急に計画を立てて頑張ってくださいと思います。

簡単ではございますが、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君の一般質問を終わります。

次は、1番、吉田剛君の発言を許します。

1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） よろしくお願ひします。

1 週報（くみちぎ）の在り方について

(1) 広報よろんをはじめ、議会だよりや月2回の週報を、いつでもどこでもより身近にということから令和3年度発行分より、アプリをダウンロードすることによりスマートフォンやタブレットから閲覧可能となっているが、未だに紙媒体での戸別配布も行っている。その事による近所トラブルや「時代にそぐわない方法である」、「経費削減が必要では」などの声が上がっていますが、今後どのようにしていく考えか伺いたい。

2 修学旅行におけるスマートフォンやカメラの所持禁止について

(1) 修学旅行時は、生徒のスマートフォンやカメラの所持が禁止されているが、これは、旅行中に動画や写真をSNSに投稿することにより、投稿者本人が予見しなかった誹謗中傷に会う危険や、その後のいじめにつながる様な事態を発生させないための学校側の配慮とは思いますが、禁止にするのでは無く、SNS等、現代社会とどの様に暮らしていくかという点が教育として大事だと考える。トラブルを未然に防ぐことも大事ではあるが、その点においてどの様なお考えか伺いたい。

よろしくお願ひします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田剛議員の質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

現在、週報等を紙媒体で全戸に戸別配布していることにつきましては、近年、本町においてもホームページ等での情報提供の充実にも努めていますが、紙媒体での

配布は、町民の全世代に平等かつ確実に情報提供する上で、まだまだ必要であると
考えています。経費につきましても、町民への平等な情報提供は非常に重要である
ことから、最低限必要な行政コストであると考えています。

今年度は、関係機関とも連携しながら小組合長の皆様の文書配布に係る仕分け作
業の煩雑さの解消や配布先の明確化などの検討も進め、小組合長の御苦勞を少しで
も軽減できるよう努めてまいりたいと考えています。

また、いつでも・どこでも・誰でも、知りたい情報にすぐにアクセスできるよう、
インターネットを通じた情報提供の充実も図ってまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 吉田議員の修学旅行時におけるスマートフォンやカメラの所
持禁止についてお答えいたします。

3小学校及び中学校における修学旅行時のスマートフォン所持については、各学
校の判断により禁止としています。スマートフォンを持つことで、子供がそれを使
うことに振り回され、友だちとの思い出づくりや貴重な体験の機会が減る恐れもあ
ります。修学旅行の趣旨が子供同士の交流促進及び沖縄の地理や文化の学習であり、
修学旅行も授業の一環であることから、スマートフォンを使用することは好ましく
ないと考えています。

また、カメラにつきましては、本人の責任のもと所持・使用を認めています。

御指摘のとおり、スマートフォンは子供たちにとって最も身近な通信機器となっ
ています。SNS等の利用に関する教育は、発達段階に応じた指導を行うことにな
っており、各学校において情報モラルカリキュラムを作成し継続的な指導を行っ
ています。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） ありがとうございます。1つ目から追加質問をさせていただき
たいと思います。この質問の背景として、町民の方から「くみちぎ」がちょっと負
担に感じているという人が結構多くてですね、ちょっと質問してみたいと思うので
すが、その中でいろいろちょっと御言葉をいただいたものを紹介したいと思うので
すが、まず時代のニーズに合っているのかという点と、このようなシステムによる
近隣住民との人間関係が逆に不安定になっていないか、気まずい雰囲気になってい
ないか、トラブルの原因になっているのではないかということ。このデジタル化社
会にいつまでもこんなことを続けているのか、昭和にできたシステムを令和の時代
になっても続けている。わざわざこんなことをしなくても、御近所さんとはほかの
機会につながったりしているので、そういった意味合いでは必要ないのではないか。
ペーパーレスの時代に何世帯へ何千枚、月2回の印刷、それに係る各担当者の負

担・労力。ここまで刷っておいて、不必要と思う情報が多々ある。必要な方だけに必要なだけを送ればいいのではないのか。今の時代、地域情報紙を読まない人は読まないで、必要な際は自分で情報を入れる人が多い。この意見は、年配の方も実際に読まずにそのままごみに捨ててしまっているという人もいました。ここら辺がちよっと問題かなと思うのですが、日曜日までは配達可能と聞いているが、平日は厳しいため土曜に配るとクレームが来る、理不尽。それだけを楽しみにして、それだけというわけでもないと思いますが、楽しみにしている高齢者もいるため、プレッシャーでありストレスに感じている。少し遅れただけですぐクレームが入り、関係はより不安定になる。小組合の輪番制によるトラブル、若い人たちばかり順番が回ってくるのだとか、いろいろ声が上がっているのですが、この答弁にもありました、平等かつ確実に情報提供する上でというところで、確実にというところはペーパーレスの方が確実なのかなと思ったりもしているところで、この配るということで紙がなくなったり、紙を意図的に配らなかったりという可能性もあるので、ペーパーレスにしたほうがいいのかと思うところもあります。また、費用の面においては、年に2万円、小組合長の方に報酬として配っているということで、小組合の数が135組合あるということで、印刷代も含め約300万円の経費がかかっているということで、ペーパーレスにすることでその年間300万円の経費も浮くのかなというところではあります。実際、2021年10月に「マチイロ」というアプリを取り入れて、僕も入れたのですが、それで見ている人はどれくらいいたりするのかというのがわかれば、教えていただきたいと思いますが、わかる方がいらっしゃいましたらお願いします。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） その「マチイロ」というアプリがどれくらい普及しているのかというのはちょっとわかりませんが、やはり小組合長の方々は非常に御苦労をされているとは思いますが、実際にですね。何十年に1回か回ってきて、昔のことも忘れて、今小組合にどういう人がいるのかとかも、特に茶花集落とかはなかなかわかりづらいというところもあって、非常に毎回小組合長説明会のときにいろいろな御意見をいただいて、本当にこれは御苦労されているなということは重々承知しています。そういう中でも、やはり私なんか自分のパソコンとかは持っていない、家ではパソコンも使わないそういう人間ですが、やはり高齢化社会の中で、高齢の方々はパソコンの操作もなかなか難しかったり、また、そもそもパソコン自体を持っていなかったり、そういったこともあって、非常に行政から平等に公平に情報を提供するということが、やはりDX化等いろいろ進んでいきますが、まだまだやはり紙媒体での配布というのは必要かなというふうに感じています。今はZ世代

とかそういった言葉もありますが、そういった方々がもう本当に自由に使いこなせて、自由に自分が取りたい情報を取れるというような時代が来れば、またそういったもう紙を廃止しようという議論もまた出てくるかと思いますが、今の状況では、なかなか行政としてもやはり町民全体に平等に同じ情報を伝えて、そこにはまた個人個人で不必要な情報もたくさんあるかと思いますが、やはりそこはまた個人の選択ですので、行政の役割としては平等に情報を伝えていくということが第一に必要なことかなと思います。そのシステムは、これまでずっと長年にわたって作り上げてきたシステムなのですが、これに代わるまた新たないい考えがあれば、またどんどん取り入れていきたいというには思っていますが、当面我々としてできることは、やはり小組合長さんの負担軽減をなるべくしていくということが必要かなと思います。この制度をずっと維持していく上でも、その配布の煩雑さとか仕分けの煩雑さ、そういったものの解消とかも今後やはり検討をして進めていく必要があるのかなと思っていますので、どうか小組合長さんの皆様方には御理解いただいて、行政の公平公正の情報提供、それから住民参画という意味でも御理解いただいております。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） ありがとうございます。その「マチイロ」を登録するに当たって、必要な情報としてお住まいの地域と性別と生年月日を入力してくださいとあるので、恐らく多分調べればどれくらい登録されているのかというのがわかると思うので、それを調べた上で紙媒体で行っている間はこの「マチイロ」の方に移動するようなアナウンスをしたりとか、僕ちょっと考えたのですが、若い世代の人たちは恐らく紙媒体はいらないと思うので、そういうふうに若い世代が申告してくれたらなしにするみたいな、その家庭はなし、配らなくてもオッケーというような形にすれば、年配には紙が渡るけど、パソコンとかを使える世代は紙は必要なくなるのかなと、そこら辺から徐々に変化していったらうまいこと移行できていくのかなと思ったりもしたところなのですが、どうでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、吉田剛議員からの質問にお答えします。

確かにさっき昭和の時代につくったシステムと言いますが、当然、令和の子供たちは対象にないし、また平成といってもその世代はいない。残っているのは昭和の人たちばかりで、そこに対応しているのが今のシステムだと私は理解しているところで、確かに先ほど総務企画課長の方からZ世代とか新しいそういう年代の20代とかも使いこなせて、そういう方々は本来その紙媒体とか、いらない情報とか、そこは先ほどおっしゃったように個人個人で処理していただいております。でも、私た

ち公的な立場であるのであれば、必ず同じ情報を確実に全戸に伝えないといけないというその義務はわかっていたいただきたい。煩雑な作業で、場内では今どうやったら小組合長さんの負担を軽減できるかというところに一生懸命で、しばらくはまだこれが続くと思うんですよね。それに代わる新しいシステムが町内でいろいろな方でできて、こういうシステムでどうですかというところであれば、その移行期間をまた踏まえてそういう検討の時期がありますが、今現在では、やはり昭和の時代につくった私たち昭和のところに情報を伝える意味では、今のところの方法でということを考えています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） ありがとうございます。うわさでですが、9月定例会からは議会もちょっと電子化になるといううわさも聞いたのですが、是非、「くみちぎ」の方もそういったふうな流れになっていけばいいのかなと思っている次第です。

次にいきたいと思います。修学旅行におけるスマートフォンなのですが、こちらもちっと背景として保護者の方から話がありまして、実際持っているスマートフォンを持っていったら駄目ですかと言われると、やはり通信機能をオフにしていたらいいですよという話で、そういうデジカメとかカメラを新しく買わなければいけない家庭もいたみたいなので、その辺の融通さがあってもいいのかなというのと、SNS時代なので、それをいかに共存していくかというところが教育としてのあり方になってくるのかなと思うので、その点について、教育長にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。修学旅行だけではないのですが、そういうカメラ、スマートフォン等の所持等については、各学校の校長また規則等で決めることだとは思いますが、教育委員会としては、その学校長のそういう判断にお願いしたいと思いますし、今、学校の中では所持とかそういったスマートフォンは禁止に、小中学校ではなっていると聞いていますので、それをまた修学旅行で持たせるということは、修学旅行も学校教育の1つですので、そういった意味でスマートフォン等は禁止にして、ただ、カメラについては記録に残すという意味でオッケーにしているということですが、それを通信をオフに、カメラだけを使えるようにということで、そこは具体的な対応はちょっと聞いてはおりませんが、実際に通信できるスマートフォンの所持については、学校側の判断は正しいかと思っています。ただ、吉田議員が言われるように、そのスマホの使い方という意味では、こういうトラブルがあるから防ぐとかそういうことではなくて、修学旅行においては修学旅行の目的を達成するために禁止にすると。ただ、吉田議員が言われている

ように、今後今からの社会を生き抜いていくためには、スマホの使い方という意味ではトラブルを未然に防ぐような研修とか、そういったものは学校教育の中でやっていますが、それ以外の使い方等については、また学校教育だけではなくて社会教育だったり家庭教育の中で、そこは令和の時代の学校教育に合うような、これからまた午前中の南議員からあったように、生きぬく力を育てるためには、そういった対応の仕方、使い方については積極的に関わらせていっていいのかなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） 実際に、その保護者の方のお子さんからもスマホを持っていかなかったことで、夜、友だちといっぱいおしゃべりができて、すごいいい時間ができたと言っていたので、実際どうなのかなという話も聞いたのですが、学校の方でもSNSもその情報モラルに関する授業とかもやっているということなので、引き続きといいますか、SNSとの共存の仕方というのを教育として進めていただけたらいいのかなというふうに思ったのと、あと一つ聞きたかったのが、県内でもそういったことの事例がないという話も上がったそうなので、例えば、ほかのことでも県内で事例がないことだからやらないのか、それとも与論はちょっと取り組んでみようかという気になったりするのかなというところを、教育長としては事例がなくても取り組んでいくお気持ちとかが、今後いろいろな問題においてあるのかなということをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 事例がないから取り組まないというのは、自分の考えには合わない。自分自身は最南端は最先端という考えのもとで、いいものはどこも取り組んでなくても取り組みたいという考えは変わりません。ただ、ここに関しては、子供の発達段階とか、それから行事等の趣旨等を考えたら、この方法は妥当だったかなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君。

○1番（吉田 剛君） ありがとうございます。そうおっしゃるだろうなとは思っていたのですが、恐らく、教育長までこの話は聞いていないのではないかなという心配をされていた人もいらっしまったので、教育長にもしっかりお伝えをして、教育長はこういうお考えでしたよというのをしっかりお伝えしたいなと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 1番、吉田剛君の一般質問を終わります。

次は、4番、林隆壽君の発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは、議員の任期である1期4年の最後の一般質問をさせていただきます。

1 移住者への住宅環境整備について

(1) 現在、与論町に住所を有する移住者がシェアハウス等、簡易宿泊施設での生活を余儀なくされている現状にあるが、このような方々が、公営住宅等への入居が大変困難な状況である現状をどのように認識し、どのように対策を講じているか伺います。

2 観光関連施設の整備について

(1) 今、与論島には、若者だけでなく、老若男女様々な方々が来島されている。観光各所に整備されているトイレはほとんどが和式であるが、高齢者及び、身体的に不自由な方々が利用しやすい洋式に変えて、持続可能な観光の島を構築すべきであると考えます。また、各所に使用不能な施設が存在するが、このことをどのように認識し、どのように対策を講じていくのか、伺います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林隆壽議員の質問事項1の要旨1にお答えいたします。

公営住宅設置の大きな目的は、住宅に困窮する低所得者を低廉な家賃で入居させることにあります。条例等に定められた入居要件を満たせば、本町に住所を有する移住者でも入居を申し込むことが可能となります。

建設課では、公営住宅の整備・管理運営のほか、民間の住宅資源を活用するため、空き家を改修し転貸するサブリース事業や空き家所有者に対し賃貸住宅として貸し出すことなどを条件に改修費の補助事業も実施しているところです。

これらの住宅には、本町にすでに住所を有する移住者や本町に転居予定の移住予定者についても、条件を満たせば入居することが可能となっており、引き続きこれらの事業を並行して進めることにより、町民の住環境の改善を図ってまいります。

質問事項の2の要旨1についてお答えいたします。

持続可能な観光の推進に当たっては、多様な受入環境の整備が重要であり、本町においては特にトイレの洋式化やバリアフリー化が重要な課題の1つであると認識しています。

これまで、各観光事業者等に対しては補助事業を活用し、洋式化やバリアフリー化を支援してまいりましたが、観光地やマラソンコース沿いに設置された公設トイレについては、洋式化率が約50%程度となっており、和式しかないトイレも2カ所あります。早急な対策として簡易式の洋式トイレの試験導入を進めるとともに、来年度以降は奄振事業や観光庁事業等の補助事業も活用しつつ、優先度の高い施設

から洋式化とバリアフリー化について順次整備を進めてまいりたいと考えています。

また、使用不能となった施設については、随時解体を進めてまいります。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） まず1番の住宅環境整備について、今、公営住宅への入居条件とは参考にどんなものですか。お聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答え申し上げます。

入居資格等については、いろいろな条件がありまして、第一に町内に住所を有する者、また町内に居住する希望者であること。収入のところとか、入居者が身体障害者である場合、その特に居住の安定を図る必要があるもとに定額21万4000円を超えない程度、あとそれ以外は低廉な事業なので一世帯15万8000円、それと現に住宅に困窮していることが明らかなものであること、町税を滞納していない者と確認できること、親族に暴力団等がないことが一応条件にはなっています。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。税金を払っていないとか、反社会的組織というのはもう論外です。けど今現在与論島に住居を有している移住者等については、やはり高額移住者であれば、自分で土地を買ってさっさと建てればいいのですが、そういう方々も稀にはいらっしゃいますが、なかなかいらっしゃらない。与論島に憧れて来るのですが、そこでお金を持ってくるわけではなし、与論でいろいろ稼いで、与論島に住みたいという方もたくさんいらっしゃると思います。そこで、今現在おられる方々の不満を聞いてみますと、何回抽選しても当たらない、そういう方がいらっしゃいます。これは言い換えますと、その住宅が足りないということですよね、はっきり言って。条件を満たせば入れますという、じゃあその条件を満たしたらすぐは入れますか。そういうことになりますよね。条件が合っても、抽選をしてもなかなか当たらないという方々がたくさんいらっしゃるということを私は聞いていますので、やはりそのことについて、町長は全力を挙げて考えていただきたいなというふうに思います。これがですね、2014年5月に日本創生会議が消滅可能性都市リストを発表されています。10年が経ち、人口戦略会議は2023年12月に公表された新たな日本の地域別将来推計人口に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について分析をされています。皆さんもよく御存じだと思いますが、2024年度の分析では、鹿児島県においては消滅脱却自治体が15自治体、女性人口減少率の改善が10自治体、前回と変わらずその他分類が6自治体であったというふうに発表されています。各自治体ともに独自の少子高齢化対策、子育て支援等の対策に努力された跡が少しは見えてきていると思います。与論町に

においても、消滅の可能性自治体を脱却してございます。10年間の政策の工夫・努力が実ってきつつあるのではないかというふうには私は思っています。しかし、人口増に転じたわけではありません。これからも継続的に工夫・努力をしていく必要があると考えています。令和6年地方自治体維持可能性分析レポートが発表され、少子化の基調は変わっておらず、奪還しできる状態ではないと発表されています。今年の改正奄美振興事業では、目的規定に移住の促進が追加されました。与論町においての政策の1つに、移住者に対する住宅の整備等は大きな政策の1つであると考えます。その中で、空き家バンク情報に女性専用シェアハウスがありますが、シェアハウスの用途は、移住者ではなく、短期の滞在者には利用可能ではあると思いますが、一生住み続けたいと考えている移住者には不向きです。なぜかという、シェアハウスというのは、大体最高もって1年ぐらいが限度だと言われています。大体1カ月、1週間、2カ月ぐらい。移住をして与論に住みたいという方々には、まず不向きであるということです。せっかく与論に移住して、終生の生活の場として、終の棲家まで希望されている移住者にとって、現状のままでは与論を見限って引き上げるかもしれない。また、ほかの島々に移住するなどの事態が生じる可能性があると思われます。実際、私も何人か沖永良部、徳之島から誘いが来ているのだけど、どうしようかなというお話も聞いています。しかし、私は与論島が好きだからここにいるんだという話もあります。そういう方々の希望というのもよく考えていただいて、行動していただきたいなと思います。最大の工夫と努力がこれから必要になるかと思えます。移住者が安心して来島され、安心して与論島で生活ができるよう、移住者に対する住環境整備の早急な対策を強く要望いたします。町長の答弁をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。今、林隆壽議員の質問にお答えします。発言の中で女性専用のシェアハウスがあつて、私もそのとおりだと思います。当然シェアハウスというのは終の棲家にはできない、短くて1カ月とか、半年、1年以内。私はそれは全然いいと思います。というのは、与論に旅行で訪れて、与論の景観とかいろいろなものを2泊、3泊ぐらいで、島はいいな、与論島っていいなと思って見えるのですよね。でも実際には、こういうコミュニティの狭いところでは実際住んでみると、島の人たちのいろいろな人間関係とか、そういったものを感じ取れるにはシェアハウスで1カ月、2カ月、3カ月体験なさせて、そういう方々もいらっしゃると思うのですよ。いきなり移住者だからといって家を1軒1軒与えて、はい、住んでくださいではなくて、私はその間がいろいろ島で暮らせる、終の棲家まで求めるのであればもっと島を知っていただいて、体感してもらって、やはり1

週間ではわからない、天候にしてもいろいろなこと。1年間通してやはり季節が当然亜熱帯でもありますので、そういう環境をまた地域住民とのコンセンサス、そういった点では一方的におっしゃるそのお気持ちはわかりますが、私はそういう点では、シェアハウスもそういう移住者に対しての1つの提供の場としてはいいのかなと。そこで、移住者がその間に空き家がないのかという期間にまた探して、どの地区がいいのか、暮らしやすい私に合っているその地区はどこの家があるのか、そういった面では、当然、町の方としてもそういう空き家を改修したり、移住者用の住宅をそこを次の段階では提供するというには全然やぶさかではないので、一生懸命推進してまた実現できるように、事業としてやってまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 今、町長がおっしゃったことはごもっともです。終生、与論島で住もうと思うときに、ワンクッションでシェアハウスを利用するのは一番いいことだと思います。これはシェアハウスの利用の仕方です。私が言っているのは、これから後のことですので、是非、強力な御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして観光関連施設の整備についてということでお伺いします。観光の島として公共公衆トイレ等にも気配りが必要であると思います。この回答にもありますが、個人の家に例えるならば、トイレはその家の顔であるというふうに言われています。観光の島として、これからも発展していこうとする限り、与論島の顔であるという認識を持ち、洋式トイレへの整備、使用不能な箇所の早急な改善等に努めていただきたいと強く要望いたします。これについての答弁をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。今、林隆壽議員がおっしゃったとおり、本当にトイレは観光の顔だと私も思っています。やはり日本は、本当にトイレがきれいな国ですよ。それで、いろいろ老朽化にあって、最初の頃、和式にしたのは、なかなか洋式になじめない人たち、同じ便座を使うというのに抵抗があったから、そういう和式が最初普及したのかわかりませんが、和式になっているところを今の状況ですと洋式を求められるということは、随時その洋式に替えていく。そこはまた担当の商工観光課とともに進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 昔の昭和43、4年頃の観光ブームのときには、公衆トイレはなかったのです。それから10年ほどぐらいたってからはぼちぼち出てきました。そのときはやはり和式でした。そのときは若い人たちばかりだったです。99%若い人でしたからね。和式トイレでも十分できたらと思います。今はもうお年寄りか

ら足の不自由な方、いろいろな方がいらっしゃいます。もう心臓に疾患を持っている方もいらっしゃいます。いろいろな方もいらっしゃいますので、やはり今現在、この観光地として生きていくためにはどのようなことが必要かということを考えて、重要施行事業の1つに挙げていただいて、早急にこれをお願いしたいと思います。

それでは、最後に一言申し上げます。今国会で改正奄振法が全会一致で可決され、2028年度末まで5年間延長されました。ここに改正奄振法成立に尽力いただいた奄美群島振興開発審議会委員の皆様や、自民党奄美振興特別委員会の森山委員長ほか、委員の皆様方に衷心より感謝を申し上げます。2024年度予算額205億6400万円ですが、移住の促進や奄美との連携を柱に人の流れを創出して、奄美群島の地域特性に応じた産業振興などを展開し、自立的発展に向けた振興開発を目指すとされています。改正法では、目的規定に移住の促進を追加してあります。配慮規定を新設し、空き家改修などによる移住者向けの住宅整備を支援する。また、法の基本理念に明記した奄美との連携については、具体的に鹿児島本土までだった農林水産物の輸送費支援の移出先に沖縄も加えるほか、航路・航空路の運賃割引を沖縄航路にも広げ、旅行者などを対象に群島と沖縄を結ぶ航路・航空路運賃助成も継続などなど、さらに既存メニューの拡充として、航路・航空路運賃助成事業で高校卒業後に群島外の大学などへ進学した奄美市出身の学生らに限定していた住民の対処や介護を目的とした帰省者を追加し、また農林水産物輸送コスト支援事業の対象品目に畜産を加えるなど、奄美群島民に寄り添った奄振法改正成立に大変嬉しく思っています。田畑町長におかれましては、改正奄振法を十分に活用していただき、与論島を豊かな島に、未来の子供たちのために全力を尽くしていただきますよう期待とともに強く要望いたし、最後に町長の力強いお言葉をいただき、一般質問を終わります。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林隆壽議員、本当にありがとうございます。力強く言えるかどうか分かりませんが、今、議員からおっしゃった令和6年度から5年間、奄振法が改正され、延長されました。その中に2つ文言が奄美群島と沖縄との連携が法律でちゃんと明記されました。もう一つは、さっきおっしゃった移住・定住の促進です。本町にとっても私にとっても、私は国頭村と知花靖村長との30年来の友人関係で、また一番辺境にある海峡を越えた与論町が、国頭村との交流を中心に本部や名護、そして伊平屋、伊是名は島尻郡ですが、今の地域としてはやんばると、やんばる駅伝競走大会も同じようにされます。当然伊江島も含めて今帰仁、大宜見、そして東村、いろいろな12市町村が向こうにもあるわけですので、その交流を深めていく最新の最短のあれは本町だと思っていますので、知花靖村長とも連携を取りながら、

奄美群島はもちろん沖縄北部郡内との交流も深めていきたいと思いを。奄振法を多く利用して与論に施策等、いろいろ大きな問題抱えているものもまた奄振法にも訴えて、本町のために汗をかきたいと思いを。力強い言葉になっているかどうかわかりませんが、以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 森山先生は与論島を思い浮かべながら、一生懸命頑張られたと思いをしますので、是非お願ひ申し上げます。

以上で終わります。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。10分間休憩で午後3時1分頃から始めたいと思いをします。

-----○-----
休憩 午後2時51分
再開 午後3時00分
-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さん、こんにちは。私たち議員にとって、この6月定例議会は現在の任期における最後の定例議会です。したがいまして、私にとっても今期最後の一般質問となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。入る前に、私の質問要旨の中の「令和4年6月定例会」となっていますが、勘違いで「令和4年12月定例会」でしたので、すみません、答弁を見てはっとして気が付きました。申しわけないです。直してください。

それでは、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 町営住宅改修時の引っ越し費用の助成について

(1) 近年順次に町営住宅の改修が行われ、快適で住みよい住宅に生まれ変わっていることは、誠に喜ばしいことである。しかしながら、入居者は一時退去時と再入居時に、二度の引っ越しを余儀なくされており、入居者にとってそれが負担になっていると聞く。そこで、引っ越しの際町としてどのような便宜を図っているのか。また、今後引っ越しの際何らかの助成をする考えはないのか伺いたい。

2 町民憲章前文の「美しい」文言について

(1) 令和4年12月定例会において、町民憲章前文の「美しい」の文言は、

町民憲章制定時の原点に立ち戻り、入れないことに決まった。ところが、未だに「美しい」の文言が入った町民憲章が散見される。町は決定後、このことを町民にどのように伝えたのか。ダブルスタンダードにならないよう、今後周知の徹底を図る必要があると思うが、具体的にどう取り組んで行くのか伺いたい。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 大田英勝議員の質問事項の1の要旨1についてお答えいたします。

転居先については、建設課所管の住宅を事前に案内しています。また、引っ越し時には、建設課職員による運搬や家具保管用のコンテナを本町が借り上げて入居者に提供するなどして対応しているところです。

一方、入居者自身が設置した設備（光回線や給湯器・ボイラー、テレビアンテナ等）の移転・撤去費用については、入居者自身で負担をお願いしてまいります。

質問事項の2の要旨1についてお答えいたします。

町民憲章の前文につきましては、令和4年第4回定例議会での一般質問を受け、「美しい」の文言を入れない「恵まれた自然」に統一することに決まったと承知しています。

その後、砂美地来館にある町民憲章の修正や中央公民館への町民憲章の設置などを行ってまいりましたが、一部の自治公民館に掲げられている町民憲章の修正が未だになされていない状況にあります。

また、町民への周知につきましては、先週の週報において「町民憲章前文の文言の統一について」という記事を掲載し、その旨の周知を図ったところです。

今後は、修正すべき自治公民館の町民憲章を修正していくとともに、全戸に町民憲章を配布し、町民憲章の再周知を図ってまいります。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 引っ越し時に建設課の職員による運搬の手伝い等がなされているようですが、具体的にはどのような形でその運搬の手伝いを行っているのか伺います。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

運搬の方法は建設課の軽トラとか、その辺のトラックとかをうちの職員の方で運転をして、特に高齢者の方とかそちらの方の要望があれば建設課の職員を伴って引っ越しのお手伝いをさせていただいています。また大きい家具とかそういうもの

に関しては、ちょっと移動が行ったり来たりすることが面倒なので、与論町の方で貸コンテナを借りて、そちらの方に一時保管をして、引っ越し先の方にはある程度の生活できるようなものだけを運んで、生活していただいているというような状況にあります。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） その運搬の手伝いは、土曜、日曜とか祭日とかにも手伝いをされているのかどうか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） やはり土曜、日曜になってくると業務外になってしまうので、なるべく平日の方でお願いをしているところです。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 手伝いをしてほしかったのだけど、何か休みの日しかその人もできなくて、スケジュールが合わなくて結局手伝いはしてもらえなかったというような声も届いています。そこで、どれくらいの方が、例えば10人引っ越しされる方がいた場合、何人くらいがお手伝いを希望したのか。まあ、希望はみんながしているのですが、どれくらいの方についてお手伝いをしたのか、どれくらいのパーセントですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） すみません、何人ということはちょっと把握はしていませんが、大体ほとんどの方が自分自身の方で引っ越しはしていると認識はしています。やはり高齢の方とか車等がない方は、こちらの方で何軒かの方は運搬をして、お手伝いをさせていただいている状況にあります。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 中には手伝いをしてもらえるということをわからずに、困った形でしながら何とかどうにかなったというような方もいらっしゃるかもしれませんので、できればお手伝いもして差し上げますよというようなことも、入居者の方に前もってお伝えして、何とか都合がつけば手伝ってあげますからというような形で進めていただければ大変ありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

職員の方が一応高齢者とかそういった人たちには、そういうふうな周知をしながら私たちも手伝いますよということで今までの事業は進めています。今回がその引っ越しを伴う改修事業と、与舎住宅を今年度やるところなのですが、こちらでもう最終で終わりです。だから今全部出ていただいているので、また帰りのときには

そういう感じの要望があれば、また受け付けたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） わかりました。ありがとうございます。できればその要望があればではなくて、そういうこともできますよということで、こちらの方からお伝えして、そしてじゃあお願いしますということであれば対応していただくという形で進めていただければ、大変ありがたいと思います。それから答弁の中に、入居者自身が設置した設備、光回線や給湯器・ボイラー、テレビアンテナ等、こういった移転・撤去費用は、各自の負担という形になっていますが、それさえもとても負担になって大変だという方もいらっしゃるようなのです、実は。それで、平等からするとちょっとまた難しいところもあるかもしれませんが、何らかの形で引っ越し、引っ越しの費用とかいろいろな面で困って大変だという方もおられるようですので、できれば少し検討していただいて、いくらかでも助成を今後やっていただくように検討はしていただけないでしょうか。町長、どうですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 大田英勝議員がおっしゃることはわかります。でも、どうでしょうね、やはり線引きというのは大切で、やはり入居者自身にもそれなりの自己負担があってもいいのかなというところで、大変な負担がかかるのであればまた検討してですが、ある程度の金額であれば、線引きは町としては自己負担もあって、やはりその設備に関しましては入居者自身で負担をお願いしたいというところ です。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 結局、私のところに届いたのはそれさえもやはり非常に辛いというか、困っているみたいな方からの訴えだったものですから、普通だったらもう平等ですから、あなたにはします、こっちはまたなしというわけにはいかないというよくわかるのですが、そういった方についてどうすればみんなで何らかの形でお助けができるか、その辺もまたちょっと検討していただければありがたいと思います。もう大体普通の考え方としてのそれは重々わかるわけなのですが、それでも、それからまた困っているということであれば、何らかの手が差し伸べられないかなということでありましたので、ひとつその辺は、頭の中に入れておいていただければありがたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。町民憲章の「美しい」なのですが、すばらしいこの「美しい」といういい言葉が問題になっているということで、非常に心苦しいのですが、これで一般質問で取り上げるのも3回目です。2回目ようやく決着はしたのですが、その後、やはりあちこちに見受けられる。先ほども申し上げま

したとおり、最後の質問ですので、二度とここに来られるかどうかはわからないわけで、今日で最後の決着をしなければならないと思っています。ちゃんとやっていただけるというような答弁があるのですが、一番目立つのが、自治公民館の何カ所かにある掲げたもので、それをまた集落民は見るわけですので、そうするといつまでたってもどっちがどっちかわからないということが続きますので、その辺は徹底してやっていただきたいと思いますが、この自治公民館の町民憲章を修正していくという答弁ですが、具体的にはどのような形で修正するのか。申出があればまたやるということなのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えします。

その修正の要請があればということではなく、こちらの方から準備ができ次第差し替えをしていきたいというふうに考えています。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ということは、こちらの方でつくってお届けするという形ですね。それがベストだと思います。それをお願いしたいと思っておりました。ついでに各集落全部、正しいものでも大分古くなったものもあります。ですから、新しいのをこうしてつくってききましたのでこれでということで、できれば集落にお届けするような形を取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 自治公民館の町民憲章を見ますと、非常に手書きのすばらしい町民憲章が掲げてあります。歴史的にも集落民の愛着ある町民憲章かなと思います。その集落民の方で新しいものに差し替えたいということであれば、その「美しい」の文言が入っていないところも差し替えはしてまいりたいと思います。ただ、その公民館の方でも、うちの方は手書きのがいいのでということであれば、手書きのをまたそのまま設置していただくというふうなこと。その辺はまた自治公民館と話し合いながらしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。それと現在自治公民館で掲げていない公民館もあると思います。多分、倉庫にどこかに眠っていると思いますので、それを探して是非とも回収をしていただきたい。いつの間にか10年後、また破れた場合に、ああ、ここにあったということで、それをまた掲げる可能性が出てきますので、是非ともその掲げていないところは、どこかに眠っていないかを再点検してその辺を徹底してやっていただければと思います。それと、全戸に配布することは大変ありがたいし、もう是非やっていただきたいのですが、いろいろな各種団体にもそ

ういったことを周知していただきまして、町民憲章を総会資料等に載せているところもあるのですよね。ですから、その辺も多分直っていると思いますが、再確認をしていただいて、どこかで違うのがまたそのままになっていると、またそれが復活して生きていくのですよね。ですからひとつ、その辺は徹底してやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 自治公民館の方では1カ所現在ちょっと掲げてられないところが確認されていますので、そこはまたそういうふうに倉庫とかそういったところにもしあれば、またしっかりしてまいりたいと思います。それから、全文なしの条文だけのところもまた1カ所あたりですね、その辺のところはまた館長さんと相談して、全文があるほうにまた差し替えたりしてまいりたいと思います。それから、総会資料にある町民憲章についても、各種団体長さんへの周知も図りながら、我々もまたその総会資料に関わる職員も気をつけながら、その辺はまだ「美しい」が入っている文言については、ないほうに修正してということをご心掛けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 徹底してひとつよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、6番、福地元一郎君に発言を許します。

6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 6月定例会における最後の一般質問になりましたが、私の議員生活においても最後の一般質問となります。私は、平成12年の議員選挙で初当選して以来、これまで6期24年、議員生活を送ってきました。その間、南政吾町長、山元宗町長、現在の田畑克夫町長と、3人の町長や数多くの課長と向かい合ってきましたが、今期をもって引退することにしました。これまで24年の間、お付き合いくださった行政の方々や議員の方々に心から感謝を申し上げて、先に通告しました一般質問を行います。

1 共同墓地（納骨堂）について

(1) 昨年9月定例会で共同墓地（納骨堂）建設を継続して進めていく考えかとの質問に、町長は早期整備に向けて取り組んでいくと答弁された。また、当時の担当課長も供用開始は令和8年度を目標に考えていると答弁されたが、現在の進捗状況はどうなっているのか伺います。

2 DX推進について

- (1) DX推進の一環として、議会にタブレット端末を導入して紙資源の無駄を省くと同時に、今後急速に進んでいく生成AIの活用も見据えた取り組みを行う必要があると痛感するが、町長はどう進める方針であるか伺います。

3 アオサンゴの群生について

- (1) 去る5月24日の南海日日新聞に、与論島供利港沖で世界的に希少なアオサンゴの群生が発見されたとあった。アオサンゴは太平洋、インド洋に広く分布し、日本の生息北限は屋久島で奄美群島の他地域でも生息が確認されていて、群体は褐色だが、骨格が青いのが特徴で国際自然保護連盟（IUCN）のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているとのことである。

そこで、本町として詳細に調査をして、学術的に保護するとともに、観光資源として活かせるのか早急に検討する必要があると痛感するが、町長はどう進める方針であるか伺います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） まずもって福地元一郎議員、6期24年誠に御苦労様でした。引退の表明をするに当たって、大変去年私が町長に立候補するに当たっても、福地元一郎議員の支援がなければ、田畑克夫町長の誕生はなかったと思っていますので、何か私を応援する1人の議員がいなくなるということは大変寂しい限りですが、いろいろお伺いすると心臓にも持病がありいろいろ体調等、本当に6期という南政吾町長、山元宗町長、それを支えていただいた福地議員には心から敬意を表します。本当に御苦労様でした。ありがとうございました。

では、質問事項の1の要旨1についてお答えいたします。

共同墓地整備については、諸手続きを行いながら着手していたところですが、建設予定地を伐開したところ江戸時代のものと思われる墳墓が発見され、その調査期間を設けるため計画を変更しています。具体的スケジュールとしては、令和7年度に設計業務を実施し、令和8年度に敷地造成工事、令和9年度に施設建設工事を完了し、令和10年度からの供用開始と改めているところです。今年度から来年度にかけては改葬公告のほか、周辺調査や発掘調査を行う予定としています。今後とも早期整備に向けて取り組んでまいります。

質問事項2の要旨1についてお答えします。

議会へのタブレット端末の導入につきましては、今年度中の導入を予定しており、令和7年第1回定例議会は、タブレットも使用できるように進めてまいります。

生成AI（生成的人工知能）の活用も見据えた取り組みについては、全職員を対

象にDX入門セミナーや業務改善・効率化セミナーを開催するなど、デジタル技術を使いこなせる人材の育成に取り組んでいるところです。今後ともデジタル技術を積極的に取り入れ、生産性を上げられるよう、DX化の推進に取り組んでまいります。

また、生成AIは、従来のAIが「学習済みのデータの中から適切な回答を探して提示する性質」を持っているのに対し、「0から1を生み出す」性質が特徴的だと言われています。生成AIへの適切な質問や指示の出し方の研究や、生成AIをどういった業務に活用するのかなどのガイドラインの作成も検討してまいりたいと思っています。

最後に、質問事項の3の要旨1についてお答えいたします。

絶滅危惧種になっている貴重なアオサンゴが供利沖で生息しているとの報道を受け、嬉しさとともに、この与論の豊かな美しい海をいつまでも残していきたいものだと思うところでありました。

今年度は、奄美群島成長戦略推進交付金事業を活用したサンゴ礁資源活用事業が採択され、与論島周囲の造礁サンゴ礁海域調査を行うこととしています。また、供利港だけにとどまらず与論島周囲のサンゴ礁全域で、どのようなサンゴ礁が分布しているのかがわかる分布地図情報の整備も予定しています。このサンゴ礁の分布地図情報の整備により、新たなダイビングスポットの発掘や観光資源としての活用を期待しています。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） それでは共同墓地について再質問を行います。山下町民生活課長に確認のためにお伺いします。共同墓地は、当初の計画より2年遅れの令和10年度の供用開始でよろしいですか。

○議長（沖野一雄君） 山下町民生活課長。

○町民生活課長（山下高明君） お答えします。

そのとおりの予定としています。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 共同墓地の建設予定地については、先ほど午前中喜山議員からも質問がありましたので、この件についてはこれで終わって、次に移りたいと思います。

DX推進のタブレット端末の導入についてですが、議会にタブレット端末を導入することを明言していただいて、大変素晴らしいことだと私からも御礼を申し上げます。議会にタブレットを導入することで、議員においては過去の資料をすぐに見ることができる。そういうことで現在と過去の比較もできるし、また、

文字をマルチタッチすることによって大きくして、読みやすくすることで、目の悪い方でも見ることができる。そしてまた、わからない単語があってもその場ですぐネット検索ができるので、大変議員にとってもすばらしいメリットがあると思います。また、職員にとりまして、これまで時間がかかっていた紙の資料作成とか配布、また訂正のたびに行われる印刷と差し替えと紙代だけではない一連の作業時間が、ものすごく短縮されるメリットがあります。ですから、確かに初期投資にはお金がかかりますが、それを進めていくことによって長い目で見ると費用対効果が生まれて、時間の無駄がなくなって、すごくいいことだと思いますので、本当にこれを進めていく町長はすばらしいことだと思います。実は、私が議長のとときに、タブレットの導入を模索したことがあるのですが、そのときは時期尚早で実現できませんでした。それで田畑町長によって今年それが実現して、来年の議会からそれが活用されるということで、私はこれをもって心置きなく引退することができると思って、本当にありがたく御礼を申し上げます。

最後になりますが、アオサンゴの群生が発見されたニュースを見た後に、絶滅危惧Ⅱ類について調べてみました。絶滅危惧Ⅱ類とは、危急種と言われ、ここでのいう危急とは極めて危険である、一刻を争う、差し迫っているという意味だそうですが、IUCNでは、野生絶滅の高い危険性がある種を危急種と定義していて、環境の悪化などちょっとした状況の変化によって、容易に絶滅危惧Ⅰ類に移行する恐れがあるということです。種の保全状況が危急になる主な理由は、生息地の破壊や焼失などです。昔は、島を取り巻く海には色とりどりのサンゴが生息していましたが、1998年に起こった白化現象を起点に、サンゴが次々に死滅してしまいました。まさに与論のイノー、ラグーンのサンゴは壊滅してしまったのです。しかしながら、行政の沈砂地をつくって泥水を直接流さない工夫とか、ボランティアグループによる毎朝の海岸清掃など、長年の努力が実を結び、最近はまだイノー、ラグーンで再生しているサンゴを見ることができることになりました。そういった中でのニュースです。近年は、小学校を中心に中学校、高校と海洋教育も盛んに行われていて、子供たちも関心を持ってサンゴや自然を守る行動を行っています。そういった努力を無駄にしないためにも、私たちにはこのきれいな海を残しながら、未来につないでいく責任があると思います。サンゴの保護を求めるために一般質問をしたのですが、町長は美しい海をいつまでも残し、観光資源として期待していますと答弁されたので、アオサンゴの群生の保護をされるものと認識し、安心しました。しかしながら、供利港では、新しい栈橋建設の話があります。住民の生活を守ることはもちろん大事です。自然を守るために住民の生活をないがしろにしろということではありません。しかしながら、一度破壊された自然は二度と元には戻りません。自然を

破壊する行為は、慎重の上にも慎重を重ねて行動をしてほしいと思いますが、町長はどうお考えですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 福地元一郎議員の質問にお答えします。本当にありがとうございます。

私は、島民、町民、全員の共通する財産は海、サンゴだと思っています。当然山もあります。守る川もある、湖もある。私たちはこの周囲20キロにラグーンとおっしゃったサンゴ礁に囲まれた島が与論の宝で、財産であり、それは誰一人と町民が、いや、サンゴは宝ではないと言う方は1人もいらっしゃらない。当然、さっきおっしゃった島の不利益な状況、それは供利港、茶花港、与論港として整備を推進していく。そこにはいろいろな条件があって奄振法でもそうですが、そういったところを丁寧に保障、いわゆる改築・改造、そっちの増築には新たな新岸壁、新港、私の4年間の間は一切触れません。それははっきりと申し上げます。県の方にもその貴重なサンゴが発見されたというのは報告してあります。そこにはもう触れなくてくれと、ちゃんと申し上げました。4年間ちゃんとそういうところを守って、島の共有の財産であるサンゴを守って、いろいろな関係機関と協力しながら守って行って、それを推進してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） ただいまの町長の力強い御言葉を聞いて安心いたしました。最後に申し上げます。町長は昨年9月定例会での所信表明の中で、「開かれた町政における対話と協働を重視したまちづくりを進める」と述べています。開かれた町政とは物事を決定したり、自然環境破壊を伴う事業を進めるときには、決定に至るまでのプロセスも全てオープンにして、情報を開示することだと私は思います。そうすることで、若者や町民がもっと田畑町政や議会に関心を持つようになり、町長が述べている対話と協働が生まれてくるものだと考えています。是非、決定に至るまでのプロセスも情報の開示をお願いして、一般質問を終わりたいと思いますが、情報の開示について、町長に最後に一言お願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。私は去年9月の初登庁のときに、全職員に約束しました。独断はしないと、三役と担当課と十分に話し合い、方向性が決定するまでは自分の独自の考え方では進めない。いろいろな情報を集めて、それはもちろん開示いたします。私自身は無策です。でも、政策は職員の手の中にある、そのことを信じて、また肩書ではない役割なんだということを職員に伝えて、ほかの町を言いますといろいろ不祥事もありますが、本町においても毎週月曜日の朝は

8時半に朝礼をかけて、いろいろ問題点とかそういうのを教育長、副町長はじめ、御提言をいただきながら職員に伝えています。必ずそういう独断とか、三役で決めてということは、全部情報開示して進めてまいりたいと思います。これまでの御指導、本当にありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（沖野一雄君） 6番、福地元一郎君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、6月21日本会議ですが、日程の都合により、特に午後1時30分に繰り下げて開くことにします。定刻までに御参集を願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時41分

令和6年第2回与論町議会定例会

第 2 日

令和6年6月21日

令和6年第2回与論町議会定例会会議録
令和6年6月21日（金曜日）午後1時28分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 議案第30号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第3号）

第2 陳情第4号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）

第3 発議第2号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書（林隆壽議員ほか2人提出）

第4 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長報告）

第5 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

1番 吉田剛君	2番 南有隆君
3番 林敏治君	4番 林隆壽君
5番 喜山康三君	6番 福地元一郎君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 原栄徳君	10番 沖野一雄君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 田畑克夫君	副町長 山下哲博君
教育長 中山義和君	総務企画課長 龍野勝志君
会計管理者兼会計課長 柳田庫呂君	税務課長補佐 福永まゆみ君
町民生活課長 山下高明君	健康長寿課長 山下真紀君
産業課長 堀田哲也君	耕地課長 喜村一隆君
商工観光課長 麓誘市郎君	建設課長 裾分望嗣君
水道課長 富永淳君	環境課長 大馬福德君
教育委員会事務局長兼学務課長 竹村栄作君	生涯学習課長 松村誠司君

与論こども園長 吉田 朋子 君 茶花こども園長 川北 英代 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林 健太郎 君 書記 谷山 智美 君

開議 午後1時28分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第30号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第3号）

○議長（沖野一雄君） 日程第1、議案第30号「令和6年度与論町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第30号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、商工費国庫補助金2000万円及び財政調整基金繰入金3万3000円を減額しています。

次に歳出では、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金3万3000円及び商工観光振興費2000万円を減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2003万3000円を減額し、一般会計予算総額52億9459万4000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 4ページの債務負担行為についてですが、先の審議でもこれは出てきたのですが、もう一度確認したいのですが総務企画課長、私たち議会に対して説明書を配られていますこの説明書は誰が、いつ出したのかということ、私たちが今回これを出す、要求されているお金は、その大学に振り込むものなのか、病院に振り込むものなのか、どちらなのでしょう。

○議長（沖野一雄君） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えします。

まず先に、議会運営委員会でお示ししました資料といたしましては、徳之島町の総務課長の方で徳之島病院それから昭和大学、各6町の首長さん、そういったところで御相談して作成された説明資料ということにいただいているところです。それから寄附講座についての金額ですが、支払いということですが、寄附講座といたしましては、鹿児島県地域離島精神医学寄附講座の開設に伴うそれぞれの各町の負担

金ということです。それは、徳之島町から与論町までの6町がそれぞれの算出した負担金に基づいて負担金を出し合って、その寄附講座の開設に伴う負担金として使うということです。こちらの方は昭和大学のそういった寄附講座に使う負担金として使用されるものです。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 要するに大学への寄附ですよ、簡単な話がね。それから議会にこうして書類を提出されるときには、日付けとこれを作成した根拠も何もないわけ。簡単な話が1つの紙切れにしかならないわけですよ。きちんとした根拠性のある文書で今後は出して下さいね。こういう文書の出し方されたら、一体議会に何でもありになってしまいますよ。誰でも文書書いて、はいと言ってほしい。こういう手続きのあり方、文書の手続きのあり方、これは議会事務局の方もきちんとそれはチェックして下さいね。それから今おっしゃったように、これは病院に払うのではなくて大学に払う寄附するお金だと。町長にお聞きしますが、先に高齢者の年金カットをされましたよね。そういう高齢者への年金はカットをしてこういう大学への寄附というのは、私、これは選挙になったときに説明が付きませんよ。これについてどうお考えですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今の喜山康三議員の質問に対してお答えします。

高齢者の年金をカットしたというのは、私自身でカットしたという覚えは特に認識はしておりません。また、今徳之島病院のことにつきましては、徳之島町にある高岡町長から、もし昭和大学からの先生の派遣ができなければ、もう病院の経営そのものも、そこは病院の経営はもう個人のイマムラ病院系統でしょうが、その病院ができてからずっと与論の患者もお世話になっていますし、そこがなくなったから、奄美、名瀬に行けばいいのではないかと、そういうことではなくて、やはり今までずっとお世話になったそういう恩義とか人情とか、やはりそういったのはちゃんと困っているのであれば6町で助け合って、やはりそういう意思はひとつ必要ではないかと僕も賛同して、私個人、町長としての独断での判断ではできないと思って、やはりそれは議会を通さないとできませんよということで、高岡町長にも申し述べて、帰ってきてから場内の三役にも総務企画課を通して、またそういった検討をして、そういう3島6町の首長方の統一の意思の表れだと思って、私もそこに賛同して支援したので、私個人、独断で決めたということも全然ありませんし、説明等、経緯等いろいろと不備なところはありましたが、そこはここでおわびを申し上げますが、私としてはこれを支援していく、援助していくには、全然妥当な金額だと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私は町民がお世話になっている云々ではなくて、こういう財政の扱い方、運用の仕方というのが、今後大きな問題をはらんでくるような気がするのですよ。この問題は今回だけの問題ではなくて、今から町長が今後3年間、4年間、在任中にこういう財政のあり方をしていたらこれは大変なことになると、そういう意味も込めて言っているのです。それから与論には歯科医院が今まで1カ所しかなくて、近年2つ目の診療所が開院されて、今、医師不足で月の半分しか営業していないんですよ。そのことは御存じだと思いますけど。私たちの身近にある医療機関の中でいろいろな形で、財政とかいろいろなそういう医師の手当とかで困っている医院があるわけですよ。これについて町長、だったら何らかの形で町が支援してくれますかということになりますよ。ほかの病院も同じですよ。ましてやほかの徳之島の話で精神科の話は別としても、私たち足もとのこと、特に子育てに力を入れている町長にしては、子供の虫歯、それから中耳炎、非常に子育ての親御さんにとっては重要な問題なんですよ。これが今までずっといろいろな意味で問題が出ていたのですが、おかげさまで2つの診療所ができたおかげである程度改善されてきています。こういう島の実情を考えた場合も、こういう予算の使い方は私は納得できませんので、よろしくお考えください。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 陳情第4号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄君） 日程第2、陳情第4号「義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第4号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月17日月曜日午後3時45分から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてです。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

一方、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

このような観点から、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げるため、国の関係機関への意見書提出は必要であるとの結論に達し、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長に対す

る質疑を終わります。

これから、陳情第4号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第4号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 発議第2号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書（林隆壽議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄君） 日程第3、発議第2号「義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第2号。提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく与論町議会議員、大田英勝。

義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校にとどまらず、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。学校現場では、課題が山積みしており、豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制

度については、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、全国どこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2025年度政府予算編成において、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることが実現されることが必要であると考えられます。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄君） 日程第4、所管事務調査報告を議題とします。

総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定いたしました。

総務厚生文教常任委員長の発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 総務厚生文教常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

近年、全国的に少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化が問題になっています。これらに関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、障害者の地域移行、見守りが必要な人が増加するなど、地域の福祉課題が徐々に拡大していく社会的状況にあります。

本町では、少子高齢化等による人手不足・人材不足による経済活動の衰退が懸念される中、全国でデジタル推進及びDXの取り組みがなされている昨今、先年の令和5年5月17日に鹿児島県肝付町において、DX推進の取り組みについて所管事務調査を行い、職員のデジタル課への併任状況や会議の定期的開催、進捗状況や課題などを調査してまいりました。このたびのDX推進調査については、総務厚生文教常任委員会委員5人と議会事務局長の計6人で、5月9日に開催されました市町村議会議員研修会の機会を捉え、熊本県美里町のDX推進に対する予算措置等により具体的な調査を行ってまいりましたので御報告申し上げます。

5月9日に、美里町議会の今田政行副議長、総務文教常任委員会の濱田憲治委員長、総務文教常任委員会の村崎公一委員、議会事務局長の立道誠局長の4人が美里町の公用マイクロバスで、鹿児島市内まで迎えに来ていただきました。

5月10日、8時30分に美里町の公用マイクロバスで出発、12時から13時まで道の駅「佐俣の湯」にて昼食、13時30分に美里町役場を表敬訪問し、吉住慎二副町長の御出迎えを受けた後、14時から16時まで、上田孝議長、福田秀憲総務文教常任副委員長、坂村浩総務課長、渡邊祐一郎行革DX推進係長、立道誠議会事務局長、野田まや議会事務局主事の出席のもと、渡邊行革DX推進係長の資料説明後に質疑応答及び意見交換を行い、有意義な研修でありましたので、以下内容を御報告いたします。

まず、美里町について概略説明いたします。平成16年11月1日に旧砥用町と旧中央町が合併し誕生しました。熊本県のほぼ中央に位置する美里町は、熊本都市

圏から約40分圏にあり、山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、観光名所として3,333段の「日本一の石段」や国の重要文化財「霊台橋」をはじめとする多くの石橋等があり、近年では、緑川ダム湖周辺の森林をそのまま活かしてつくられたアウトドアパークであるフォレストアドベンチャーや、良質の天然温泉が楽しめる道の駅美里「佐俣の湯」もあり、多くの交流人口でにぎわっているとのこと。

次に、DX推進に着手した背景として、人口減少を見据えた安定的な行政運営を目指す必要があります。美里町の総人口は、昭和60年の1万4983人をピークに令和2年には9,746人とピーク時の3分の2まで減少しました。また、合併時から中央庁舎と砥用庁舎という分庁舎形式により運営しています。国が強い組織を立ち上げることを目的としたデジタル庁を令和3年9月に発足し、これを受けて新型コロナウイルス感染症への対応、国や熊本県のデジタル化に対する最新の動向を踏まえ、美里町のDX推進に対する基本的な考え方である「美里町DX推進計画」を策定し、現在推進中です。

次に、美里町所管事務調査に係る事前質問事項に従い、美里町の回答を御報告いたします。

1、美里町における令和6年度のDX事業に係る予算措置状況について。

- ①移動型スマホ教室委託142万3000円。
- ②地域デジタル化推進事業委託10万6000円。
- ③AI-OCR（日々の入力作業を短縮・転記できる）システム導入委託14万8000円。
- ④基準準拠版総合システム移行準備業務委託5824万5000円。
- ⑤ビジネスプラットフォームくまビジ委託22万円。
- ⑥防災情報配信システム導入業務委託6759万5000円。

2、導入済みで運用が始まっている取り組みについて。

- ①ペーパーレス会議システム。

令和5年1月運用開始。iPad端末を60台購入、内10台は議員に配布。第1回定例会からペーパーレス会議を実施している。

- ②コンビニ収納。

令和5年3月運用開始。住民が来庁せずに税・料金等の納付が可能になった。

- ③AIチャットボット。

令和5年3月から運用開始。ホームページから365日いつでも問い合わせが可能になった。

AIが対話形式で回答する。

- ④LOGOチャット（自治体職員が庁内・他自治体とテキストや写真など送受

信できる)。

⑤ A I 議事録システム。

令和5年6月運用開始。会議などの音声データをA Iが文字起こしを行うツール。

⑥ 人事評価システム。

令和5年6月から運用開始。各集計が容易にでき業務効率化につながっている。

⑦ 町税・料金自動収納機。

令和5年10月運用開始。指定金融機関の人手不足による派出所撤退の相談を受け導入。

⑧ コンビニ交付システム。

令和5年10月運用開始。住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、町県民税課税台帳記載事項証明書の取得が可能。手数料各200円（ちなみに庁舎手続きは300円）。

⑨ テレビ窓口システム

令和5年10月運用開始。庁舎をつなぐテレビ窓口システムで、一方の庁舎でしか対応できない業務について相談や手続き申請ができる。

⑩ セミセルフレジキャッシュレス決済端末。

令和5年12月運用開始。多様な決済手段に対応している。都度紙の納付書を発行しなくてよい。

⑪ 書かない窓口。

令和6年4月運用開始。「お悔やみ」「出生」を対象手続きとし、関係する30帳票をシステム化。ヒヤリングに回答することで手続きが簡単に抽出できる。氏名・住所・年齢等の情報についても一度入力すると全ての帳票に反映される。

⑫ 総合事務支援システム。

令和6年4月運用開始。グループウェア、文書管理・電子決済システム、庶務事務システム、電子給与明細システムを一体的に導入。

⑬ LOGOフォーム。

令和6年運用開始。汎用型の電子申請システム。

3、各課でDX推進の際、関係機関との調整で困難であった点、苦勞された点は何か。

複数の部署に関するシステムを導入する際の調整に苦勞した。

総合事務支援システムについては、全職員に関するものなので、研修会の

開催を20回実施するなど、内部職員の統制に苦勞した。

4、地域住民への説明会などDX化への広報活動について。

各ツールの運用開始前には、広報誌、町ホームページにおいて周知を行った。
また、住民向けに開催したスマホセミナー、スマホ教室については、各種媒体を活用し、広報を実施した。

以上の事前質問に対する回答をいただき、その他に必要な項目について、質疑応答を行いました。2時間にわたり、有意義な研修を行い、我が与論町においても、少子高齢化に伴う人手不足の解消と地域住民へのサービスの低下を防ぎ、役場職員の業務過多による負担等を回避するため、DX推進への着手を急ぐ必要を再認識したところです。

5月11日午前8時30分に、美里町公用マイクロバスで鹿児島空港まで送っていただき、総務厚生文教常任委員会全員が感激をし、美里町長、議会議長はじめ、議会議員の皆様方の温かいおもてなし、思いやりに感激しながら、13時発の飛行機で与論町への帰路につき、14時40分与論空港へ帰ってまいりました。

このたびの熊本県美里町への所管事務調査の実施に際し、御尽力いただきました皆様方に心より感謝申し上げ、また、美里町議会並びに関係各位の心温まる御配慮に感謝申し上げ、所管事務調査報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） 総務厚生文教常任委員長の発言を終わります。

-----○-----

日程第5 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄君） 日程第5、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野 一 雄

与論町議会議員 吉 田 剛

与論町議会議員 喜 山 康 三